

第 4 5 4 回（定例）福崎町議会会議録

平成 2 6 年 3 月 2 6 日（水）

午前 9 時 3 0 分 開 議

1. 平成 2 6 年 3 月 2 6 日、第 4 5 4 回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 1 4 名

1 番	宮 内 富 夫	8 番	前 川 裕 量
2 番	木 村 いづみ	9 番	松 岡 秀 人
3 番	牛 尾 雅 一	1 0 番	難 波 靖 通
4 番	城 谷 英 之	1 1 番	小 林 博
5 番	富 田 昭 市	1 2 番	高 井 國 年
6 番	北 山 孝 彦	1 3 番	釜 坂 道 弘
7 番	石 野 光 市	1 4 番	志 水 正 幸

1. 欠席議員（な し）

1. 事務局より出席した職員

事 務 局 長 志 水 利 雄 主 査 佐 野 允 保

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋 田 正 義	副 町 長	橋 本 省 三
教 育 長	高 寄 十 郎	技 監	西 川 尚 浩
民生参事兼健康福祉課長	牛 尾 敏 博	総 務 課 長	尾 崎 吉 晴
企 画 財 政 課 長	福 永 聡	税 務 課 長	中 塚 保 彦
会 計 管 理 者	高 松 伸 一	地 域 振 興 課 長	近 藤 博 之
住 民 生 活 課 長	松 岡 英 二	農 林 振 興 課 長	井 上 茂 樹
まちづくり課長	豊 國 明 仁	上 下 水 道 課 長	長 澤 茂 弘
社 会 教 育 課 長	山 下 健 介	学 校 教 育 課 長	山 本 欽 也

1. 議事日程

第 1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

1. 開議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は 1 4 名でございます。
定足数に達しております。
それでは、これより本日の日程に入ります。

日程第 1 一般質問

議長 日程第１は、一般質問であります。

それでは、日程により通告順に発言を許可いたします。

６番目の通告者は、城谷英之議員であります。

１．消防行政について

２．観光行政について

３．公共施設における禁煙対策について

４．還暦式の実施について

以上、城谷英之議員。

城谷英之議員 皆さんおはようございます。

ただ今、議長の許可をいただき、議席番号４番、城谷英之、通告順に従い、一般質問をさせていただきます。

まず最初に消防行政について、質問をさせていただきます。

近年、局地的な豪雨や台風などの自然災害が頻発し、地域防災力の強化が課題となっている中、注目を集めております。消防団は消防署とともに火災や災害への対応などを行う消防組織法に基づいた組織であります。消防団は非常勤、特別職の地方公務員として条例により年額報酬や出動手当などが支給されております。

我が福崎町では分団交付金、分団長手当、出動手当など、支給されております。火災発生時や災害発生時にはいち早く自宅から職場から現場に駆けつけ、対応に当たる地域防災の要であります。

特に東日本大震災では、団員みずからが被災者であるのにもかかわらず、救援活動に身を投じ、大きな役割を発揮いたしました。その一方で、町民の避難誘導や水門の閉鎖などで１９８名が殉職し、命がけの業務であったことが全国的に知られました。

しかし、全国的に消防団員の数は減少し、１９６５年には１３０万人以上いた消防団員も２０１２年には約８７万人に減少し、その背景には、高齢化に加え、サラリーマンが多くなったり、緊急時や訓練の際に駆けつけにくい事情も、消防団員減の要因とされております。

前々回、私の一般質問の中でも、全国大会のときに、宿舎で石巻市消防団の方とお話ししたのが思い出されます。また、この福崎町でも同じような事態になっております。

こうした事態を受け、昨年１２月に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律案が成立、施行されました。この法案は消防団を将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない、代替性のない存在と定義し、消防団の抜本的な強化を、国や自治体に求め、団員の処遇改善や装備品、訓練の充実に向けた予算が確保されました。

そこで、質問に入らせていただきますが、福崎町消防団の現在の装備品等はどうなっているのでしょうか。

住民生活課長 分団に配備している装備品といたしましては、投光器、ＬＥＤの携帯ライト、ホースブリッジ等で、本部に配備しているものについては同じく投光器、ＬＥＤの携帯ライト、そしてＡＥＤのほか、発電機、油圧ジャッキ、エンジンカッター、トランシーバー等装備をいたしております。

城谷英之議員 今回、この法案に伴う新たな装備基準というのが変わりました。改善内容の中に、双方向伝達が可能な情報通信の充実、トランシーバー等を全ての消防団員に配備、消防団員の安全確保のための装備の充実、安全靴、ライフジャケット、防じんマスクを全ての消防団に配備、救助活動用資機材の充実、ＡＥＤ、油圧

切断機、エンジンカッター、チェーンソー、油圧ジャッキ等の救助活動用の資機材を全ての分団に配備となっておりますが、見直し等は考えておられるのでしょうか。

住民生活課長 新たな装備品等につきましては、一度に配備することは財政的にも非常に困難と考えますが、消防団の実情を踏まえて、必要と思われる装備、資機材等は計画的に配備ができればと考えております。平成26年度に県の補助メニューである装備、訓練の充実強化に関する事業についても、積極的に手をあげていきたいと、そのように考えております。

城谷英之議員 確かに、財源的にも非常に厳しいと思われます。でも、トランシーバーなどは分団に最低三つは必要じゃないかなと。ライフジャケットにつきましては、間もなく出水期を迎えるわけですが、ごうごうと川の流れる横で、土のうを積んでくれる消防団員に二次災害が発生しないように、ライフジャケットの配備もお願いしておきます。

また、姫路市、たつの市では、そういう配備がなされているらしいので、その辺もよろしく願いいたします。

かけがえのない消防団員の命を守っていただきたいと思います。

また、今回この法案では、退職報償金や出動手当の見直しも書いてありました。現在、福崎町では退職報償金、出動手当、訓練手当、どのようになっているのか。また今後、退職報償金、出動手当、訓練手当、分団交付金などの見直しは考えておられるのでしょうか。

住民生活課長 退職報償金は現在、階級、勤務年数により異なりますが、例えば、団長で10年未満で18万9,000円、20年未満であれば40万9,000円、分団長で10年未満で16万9,000円、20年未満で36万3,000円、団員で10年未満で14万4,000円、20年未満で28万4,000円となっております。その他、福崎町では5年未満の退職についても、町単独で退職金を支給しているような現状でございます。

出動手当につきましては1回1,200円、訓練手当につきましては1,100円を現状支給をいたしております。

退職報償金の支給の額の引き上げにつきましては、この3月7日に上位政令が公布され、当町の支給条例についても改正をいたしまして、一律5万円を加えていく予定としております。団員報酬手当につきましては、現存の分団交付金や団員交付金の支給、そして、その他各種補助金を支給をしている現状を踏まえながら、他市町も参考にしながら、慎重に検討をしていきたいと、そのように考えております。

城谷英之議員 交付税措置も大幅に上がるのですから、前向きに検討していただきたいと思います。また、この後、交付税措置については、富田議員のほうにさがされるみたいなので控えさせていただきます。

消防団の教養訓練の基準の見直しについてですが、本団の教養訓練は非常呼集と重なり、受講されていないが、本団からの要望とかは聞いておられるのでしょうか。

住民生活課長 毎年、最初の本団会議におきまして、訓練日程、そして内容等については説明を行っております。今年度も受講希望の団員がいましたが、仕事の関係で受講ができないようになっております。今後についても継続的に周知と受講の促進は行っていきたいと、そのように考えております。

城谷英之議員 ここ3年ぐらい受講されていないとお聞きしております。消防団支援法の中で、消防団の教育訓練基準の見直しも書いてございました。今後も継続して周知、

受講の促進を進めていただきたいと思います。

また、本年度一般会計予算の中に、消防団知識技術活用事業助成金というのがありました、この制度の説明をしていただきたいと思います。

住民生活課長 この制度は、各種救助活動を行う際に、能力を発揮できるよう、各種の免許資格の取得を要する費用の一部を助成する制度で、要請講習会受講費等の必要経費の2分の1以内で10万円を限度に支給する制度でございます。

主に本団幹部を対象に受講を促しております。助成の対象の免許資格につきましては、主に災害時に必要な免許資格要件となっております。

内容等につきましては、大型第一種免許、大型特殊免許、牽引免許、フォークリフトの免許、特殊無線の技士免許、危険物の取扱者の資格、介護福祉士の資格、救命インストラクターの資格等となっております。

城谷英之議員 冒頭で申しましたように、各分団は分団員の確保に非常に困っておられます。それが現状でございます。そして、消防団員知識技術活用事業助成金は、ここ数年使われてないと思います。きのう、木村議員の質問の中にありましたように、福崎町消防団に入れば、例えば、この事業を使って、オートマからマニュアルのミッションに限定解除ができるとか、そのようなことを目玉にして、消防団の加入促進にPRされてはどうか。一度お考えいただきたいと思います。

続きまして、常備消防の質問に入らせていただきたいと思います。

姫路市へ常備消防を委託してから、早いもので7年がたつと思います。その当時、町長、副町長、事務局と、大変ご苦勞をなさったように聞いております。当時私は消防団本部副団長を仰せつかっておりました。今現在、姫路市常備消防への負担金はどのぐらいか教えていただけないでしょうか。

住民生活課長 負担金につきましては、中播消防署の管内の配置の人員費、そして、元中播消防職員の退職に係る人員費、管轄区域内の香寺、夢前出張所に関する経費は人口按分により算出をされます。そして、それと事務的な経費、活動経費等を積み上げ、積算により、毎年、受託の3町に人口按分により負担金として計上をされています。

また、投資的な経費に当たる車両購入やデジタル無線等の整備等の消防施設整備に係る負担金についても同様でございます。姫路市神崎郡内で活動範囲に応じた負担割合で受託3町に人口案分され、負担金として予算計上されるというものでございます。

城谷英之議員 今年度一般会計予算にありました消防設備整備負担金は、はしご車、消防車を代替をされるものと思いますが、代替の理由、距離、年式をお聞かせいただきたい。

住民生活課長 平成26年度で更新いたします車両につきましては、ポンプ自動車、はしご車1台でございます。いずれも中播消防署に配置する車両でございます。ポンプ自動車につきましては、平成11年登録で、走行距離につきましては1万1,413キロ、はしご車につきましては、平成10年登録、走行距離が9,039キロメートルでございます。

更新基準は、ポンプ自動車が15年、はしご車が17年でありますので、いずれも次回車検が受けられないということで、26年度更新をするものでございます。

城谷英之議員 その車検を受けられない理由というのは何でしょうか。

住民生活課長 はしご車につきましては、これはメーカーの規格で部品とか、メンテとか、そういったものがもう17年でできないという形で更新がされるということでご

ざいます。

城谷英之議員　また、この代替したはしご車や消防車はどのようになるのか。下取りになるのか、どういう処置になるのか、教えていただきたい。

住民生活課長　姫路市の契約課というところで、競争入札しまして、売却をされます。売却益につきましては、受託３町と管轄内の香寺、夢前町を含めた人口案分により、還付金または翌年の負担金に反映され、精算がされるようになっております。

城谷英之議員　昨年ですか、一昨年ですか、北部の救急車を代替されていると思うのですが、その負担金の反映とかは精算なされましたか。

住民生活課長　はい、それについても精算をされるということでございます。

城谷英之議員　姫路市との委託契約の中で常備消防、また非常備消防の要望とかは出しておられるのでしょうか。

住民生活課長　平成１９年の姫路市との合併に係る協議の中では、委託契約以外でも想定していなかった案件もございまして、そういったものを含めまして、社会情勢や消防情勢の背景を踏まえて、神崎郡３町と足並みをそろえて、適時要望はしていきたいと、そのように考えております。

そして、その他の関連事項といたしまして、火災発生目標物の更新や訓練実施、そして調査など、委託料に充実かつ有効に活用できる消防業務についての要望は適時行っているのが現状でございます。

城谷英之議員　ちなみに、こういった今回の件は委託契約の中に入っていたのか、入ってなかったのか、お答え願いたいと思います。

住民生活課長　今のそういう買い替えについての精算とか、そういった細かな取り決め等はしておりませんでした。

城谷英之議員　入っている、入っていないにしろ、これから神崎郡３町でよく足並みをそろえて、よく協議していただいて、姫路市消防局に要望を調整していただきたいと思います。

次に、還暦式についてですが、還暦式は町内外に居住するものが集い、ふるさと福崎を再認識するものと私は考えますが、成人式と同様に生涯の記念日になるのではないのでしょうか。

また、場合によっては、福崎町の空き家にＵターンする動機ができるのではないかと、伺いたいと思います。

社会教育課長　先日、木村議員さんのほうからも還暦式の話が出ました。還暦式につきましては、６０歳の記念に皆さんに、成人式のように集まっていただくことは、第２の人生のスタートとしていい門出になるというふうには思っております。

ただ、参画と協働の観点からも、行政主体ではなく、有志の方々や組織、団体がみずから企画運営に携わっていただいて、初めて意義があるものではないかというふうには思います。

昨年度からエルデホールの自主事業に住民提案事業というのがございまして、この事業を利用いただければ、事業の費用も町が負担しますので、是非とも提案していただきたいというふうには思います。

また、空き家のＵターンのお話が出ておりましたが、還暦式に参加いただくことがＵターンの動機になるかは、町がするということになりますと、やはり現在の町民の住所地に、案内を送るということになるかと思ひまして、そうすると余りＵターンの意味がないかと、やはり同窓会的な還暦式にする必要があるのではないかなというふうには思います。その意味においても、各学校の同窓会の幹事さんのような方が発起人になっていただければいいのではないかなというふうには思います。

城谷英之議員 わかりました。成人式といえ、たくさんの友人や先生方も来られます。教育者、先生から見た還暦式、どうですか、町長、また教育長、どのようにお考えられますか。

町 長 人生の一巡してきたということで、意義ある節目だろうと思っております。
しかし、社会情勢でいいますと、なかなかそれを1色で捉えるというのは難しくなっております。なぜかと申しますと、還暦というのは今まで定年ということになっておりましたけれども、最近の定年は65歳ということになりまして、再雇用でありますとか、いろいろな問題があるかと思っております。
そういった意味からは意義がありますから、それぞれの同級生の方々が寄り集まって、友好を確かめられる。先ほど、社会教育課長が申しておりましたように、そうした参画と協働の精神で皆さんの力を合わせてやっていただければ、一定の支援というのは町としてもしていったらいいのではないかなと、こんなふうに思っております。

教 育 長 私も意義あることかなと思いますけれど、社会教育課長が答弁したほうに、私も同調しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

城谷英之議員 わかりました。町として、何かそのお手伝いをしていただきたいと、このように思います。

次に、公共施設における喫煙対策についてであります。

公共施設について、喫煙は県条例により、原則として禁止されております。例えば、文珠荘の宿泊については、喫煙コーナーなどを設けるべきではないかと思うのですが、どうお考えでしょうか。

民生参事兼健康福祉課長 ご承知のように県の受動喫煙防止条例によりまして、学校や医療機関、官公庁の庁舎などは、既に平成25年4月から禁煙となっております。

文珠荘につきましては、宿泊施設及び公衆浴場ということで、当該の施設になりまして、ロビーや廊下、浴室などの公共的空間部分につきましては禁煙となっております。

文珠荘では平成23年8月から大広間と個室を除いて建物内では禁煙としており、大広間や個室を利用される方については、それぞれの部屋で喫煙をしていただけることとなっております。したがって、現段階で屋内のロビー等での喫煙場所を設けることにつきましては、現段階では考えておりません。

城谷英之議員 11月、12月は忘年会のシーズンでもございます。一番忙しいとき、文珠荘に宿泊される方は、大体どのぐらいかご存じでしょうか。

民生参事兼健康福祉課長 一番忙しい時期はほぼ満室状態というふうには聞いております。

城谷英之議員 ちょっと私調べさせてもらったんですけども、11月は14組、205名の方、そして12月は17組、234名の方が宿泊されております。

朝、今ご答弁いただいた中でも、枕元にと、そして、お風呂場を出たところ、あそこに空き缶を置いて喫煙されている、灰皿がわりに使われて喫煙されている方がおられるんです。県条例でも定められておりますが、消防上も余りよくないと考えます。たばこを吸う方も、そして吸わない方も守るために、喫煙コーナーを設けていただきたいのですが、どうでしょうか、副町長。

副 町 長 先ほど民生参事が答弁したとおりでありまして、健康志向から禁煙といったような形がとられております。お医者さんに行きますと、禁煙した日から、その時間帯から健康になると言われておりまして、1日でも、1時間でも早く禁煙をしていただきたいと、私ちょうど8年半前にそういうように言われまして、その日から禁煙をいたしました。私1日70本以上吸ってございまして、チェーンスモーカーといったような状態でありましたですけれども、やはり健康には

勝てないということでもあります。

本人の嗜好でありますので、そういったような形の中ではというところもありますが、やはり健康志向の方が非常に多いということと、他人に迷惑かけない、また、この文珠荘等については、そういったようなルールをつくっておりますので、施設を利用される方はルールを守っていただきたい。また、指定管理者のほうも、そういったような事柄については注意をして、注意喚起を促すような、張り紙とか、そういったようなものをしてあると思うんです。そういうようにして、文珠荘を使われる方については、喫煙だけではなく、他の部分においてもルールを守っていただきたいと、このように思っております。

城谷英之議員 愛煙家はたばこ税をたくさん納めていると、このようにおっしゃっておられますので、またそれを副町長が言われたように体をこわして、健康保険を使えば何しよんやわからへんと、このように考えられるかもしれませんが、できれば、吸う人も吸わない人も全て含めた中でやっぱり喫煙コーナー、囲った喫煙コーナーを設けていただければと、要望しておきます。

次に、観光行政についてであります。

先日、神戸新聞、朝日新聞でカラーで大きく辻川山に河童が出たと掲載されました。ゆるキャラブームも下火に感じる中、ふなっしーは相変わらず絶好調みたいでありますけれども、実にリアルな河童を設置されたわけですが、集客状況はいかかなものでしょうか。

地域振興課長 神戸新聞、朝日新聞に掲載されたということもありまして、それ以降来訪者が増えております。特に春休みというところもあって、平日におきまして、そういった出没时间になりますと、多くの方でにぎわっておるという状況が続いております。

城谷英之議員 私も何度か、というより、ちょくちょく見に行かせていただいているんですが、相当な数のお客さんが、カメラや携帯を構えて、河童が出てくるのを待っていると、そのような状態であります。

また、子どもたちも最初は怖がっておられましたけれども、何回か見るうちになれてきて、池をのぞき込んだり、近くの住民の方は子どもに河童を見に行こうと毎日来ているなどと言われている方がおられました。

大変、好評だったと思います。特に自治体がこのような形で設置していく例は余りありませんので、これを終わらせて、埋もれないようにしていただきたいと思います。

さて、せっかく好評の河童にあらわれていただいたわけですがけれども、新聞報道の前と後で、もちむぎのやかたへのお客さんの数に変化は見られましたでしょうか。

地域振興課長 ご質問のそのもちむぎのやかたへの影響ということでございますけれども、神戸新聞には3月1日に掲載をされたんですけれども、その前の2月の後半の2週間、それから3月に入ってから2週間、これを比較いたしますと、レストラン部門では来客店数で約20%の増、それから売店ではこれは売上額になるんですけれども、約10%の増となっておりますので、このあたりは河童による集客効果と見ることができると考えております。

城谷英之議員 ありがとうございます。たかが河童と思われるかもしれませんが、おもしろいもの、珍しいものの効果、そしてマスコミの効果は大変大きいということがよくわかりました。是非これだけで終わらず、全国に福崎町が知れ渡るように、企画を続けていただきたいと思います。

また、同じ辻川ですが、学問成就の道について、お尋ねをしたいと思います。

先日、五兄弟の除幕式に参加させていただきました。実に盛大に行われまして、気温も低かった中、最後にかす汁までいただいて、大変うれしい思いをいたしました。学問成就の道を一通り歩かせていただきましたが、非常に険しい道がありました。まさに学問の道であります。整備等はお考えなのでしょうか。

社会教育課長 この学問成就の道の整備につきましては、平成26年度、新年度ですが、兵庫県の補助もまたいただけるということで、整備する予定としております。

城谷英之議員 山頂に登れば、福崎の夜景が広がる。夜になれば福崎の夜景が広がるわけです。学問成就の道にイルミネーションを設置して、町内外からの集客を増やし、季節を意識したイベントを開催してはどうかと思いますが、いかがなものでしょうか。

社会教育課長 26年度の事業で、この学問成就の道の整備については、桜や梅を植樹して、舗装も考えております。今、ご提案いただきましたイルミネーションを学問成就の道にということですが、数年前から辻広場まつりで竹灯籠というような形で夜にイルミネーションといいましょうか、あかりをともした事業も実施をしております。

今後、辻川界隈の活性化を図る上で、それも1案として、参考にさせていただきたいというふうに思います。

城谷英之議員 消防団からこういうのを持っていけって言われまして、消防団のところで言うの忘れてましたので、ちょっとだけ。消防団が地震発生時行動マニュアルというのをつくってまして、本当に地震に対するこの消防団として今後どういうふうにやっていったらいいのかとか、その辺も詳しくずっとこうまとめて、訓練されたみたいなんです。その辺も考慮していただいて、また分団交付金とか、その辺のほうも一つよくお考えくださいますよう、よろしく願いいたします。

それと、きのう一般質問の経過報告書をいただいたわけなんですけど、これを見ますと、何かもうやらないというような感じの文にちょっと思えました。私は又兵衛桜で、去年の3月に質問させていただきました。そして、また12月に質問させていただきました。この回答の中に、山田がするから福崎町はしないのか、事業効果が薄れるから福崎町はしないのか、それはちょっと私はおかしいと思うんであります。山下課長、これ勉強、研究されましたか。あのときの答弁は、研究しますとの答弁でしたけども、研究なされましたか。

社会教育課長 言われましたとおり、前年の3月にその提案をいただきました。正直すぐに宇陀市のほうへ連絡させていただいたんです。なかなかその返事がないということで、12月にいただいて、12月にお答えしたように、あれは奈良県の保存樹になっていて、それを解除するのも非常に難しいような回答はさせていただいたと思うんですが、そういった中でも、やはり進めていきたいということで、今、宇陀市の商工振興課であったと思います、その担当の人に話をして、ただ、所有については宇陀市が持っておられるんですけど、管理は地元の方が管理されているということで、ただ、宇陀市のその担当の方が言われますのは、その地元の人ともちょっと調整させてくれというような形で、今、向こうで協議していただいていると、それがうまく行きますと、奈良県のほうへ、いわゆるその保存樹ですから、現状変更の届け出があって、その許可は奈良県がされて、初めてその枝をいただけるというような話を聞いておりましたので、そういう回答をさせていただいたわけで、当然、うちとこも、その回答で何もやらないと言っておりません。ただ、事業効果は薄れるんですけど、その話も聞きまして、やはり春日山に植えて初めて意義がございますので、教育長室のほうへ鍛冶屋の区長さんにも来ていただいて、そういう話もさせていただいたところ

でございます。

ですから、そういう話の中で、それも3月の初めぐらいに地域振興課の担当のものが姫路へ行って、その話を初めて聞いてきたもので、それをこちらでも聞いて驚いて、こんなことになっているのかというようなところですよ。決してやらないということではございませんので、今のところ返事待ちというふうにはなっております。

議 長 城谷議員に申し上げます。今の宇陀市の又兵衛桜の件につきましては、通告外の質問と思われますので、このあたりで終了してください。

城谷英之議員 はい、わかりました。これ最後なので、ちょっと言っておきます。町長に言われて、いろいろ私も勉強しました。松本先生の本も読ませていただいて、今この小嶋先生、この本を出されております。又兵衛は春日城主・基信の次男ということも書いてありますので、その辺も一度、もう一回研究していただいて、また、又兵衛桜について調べていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

議 長 以上で、城谷英之議員の一般質問を終わります。

次、7番目の通告者は富田昭市議員であります。

1. 地域防災力の充実・強化について
2. 代読・代筆支援の充実について
3. 介護予防の意識向上を
4. 「読書通帳」の導入で読書意欲をさらに高める取り組みを

以上、富田昭市議員。

富田昭市議員 議席ナンバー5番、富田でございます。先に通告いたしました質問をさせていただきます。

今回の質問は、城谷議員とかぶっている部分がありまして、ちょっとダブるかもわかりませんが、前段の部分だけですので、どうかご了承のほどをよろしく願いを申し上げます。

1点目は、地域防災力の充実、そして強化についてでございます。

これは、先ほどもお話がありましたように、最近におきましては局地的な豪雨、あるいは台風などの自然災害が頻発いたしまして、地域防災力の強化が喫緊の課題となり、消防団の重要性が改めて注目をされているわけでございます。

消防団は、消防署とともに火災とかあるいは災害の対応などを行う消防組織法に基づきました組織でありまして、全ての自治体に設置をしてあります。この中にも、数年前まで消防団として活躍をされていた方もいるわけでございます。

団員におきましては、非常勤の特別職の地方公務員として条例によりまして年額報酬あるいは出動手当などが支給されているわけですが、火災とか災害発生時にはいち早く自宅あるいは職場から現場に駆けつけ、対応に当たっております。地域防災の要であるわけでございます。

福崎町では、そのような消防団の日ごろの活動によりまして、治安も守られ、そして安全で安心できるまちづくりができていますと言っても過言ではないと、私は思っております。

消防団員は地元を守るという使命感とボランティア精神で何とかやっているわけでございますけれども、現場の実情は本当に厳しいものがあるというふうに思います。

こうした実態を受けまして、昨年の12月に消防団を支援する消防防災力充実強化法、すなわち消防団の支援法が成立したわけでございます。この法律は消防団を将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない、代替性のな

い存在と定義いたしまして、消防団の抜本的な強化を国や自治体に求めまして、団員の処遇改善や装備品、あるいは訓練の充実に向けた予算が確保されたわけでございます。

これは私たち公明党におきまして、いち早くこの問題に取り組みまして、国会から県会、それと私のように町会に至るまで、全ての議会でこのような質問をされているのも事実であるわけでございます。

そこで、現場の声をもとに条例改正の見直しをどのように進めていくのか、町の見解を求めるものでございます。

住民生活課長 城谷議員さんの回答と重複するかもしれませんが、団員報酬とか、手当の引き上げ、そういったもの、現存の分団交付金、団員交付金の支給、そして各種補助金を支給しております。そういった実情を踏まえながら、他市町等も参考にしながら、慎重に検討をしていくというような考えでおります。

富田昭市議員 この消防団の支援法には、消防団員の確保はもとより、日ごろの激しい訓練、あるいは所管地域の地域防災の普及啓発などに尽力している消防団員の苦勞に報いるためにも、消防団員の報酬とか、あるいはその出動手当を引き上げるよう、様々な対応を通しまして、処遇改善が行われておりまして、国会から地方に至るまで、このような質問をされているわけでございます。

今回もこの9人中のその質問の中に、私を含めて3名の方がこのように質問をされているわけでもって、やはりこう今の地域性のことについては、しっかりと受けとめていただきたいなというふうに思うわけでございます。

そこで、国の新年度予算で消防団の抜本的な強化を、国は自治体に求めまして、さらに消防団員の処遇改善や装備品に向けた予算が確保されているわけでございます。

そのような中で具体的には、消防団の年額報酬あるいは出動手当については、交付税で措置されているわけでございますけれども、先ほどの城谷議員のそのご質問の中に、課長のほうからその辺がちょっとご答弁ありましたけれども、もう一度私の質問に対して、ご答弁をお願いしたいと思います。

企画財政課長 交付税の単価と申しますと、普通交付税におきましては、消防団の年額報酬でありますとか、出動手当につきましては、交付税の単位費用の中で積算をされております。その測定単位と申しますのが人口でございます。

当町の例でございますが、平成25年度の基準財政需要額で申し上げますと、非常備消防費でございますが、退職報償金を含んだ交付税の措置額は2,654万8,000円でございます。当町の平成26年度の予算額では、3,542万3,000円を見込んでおりまして、先ほどの26年度から大幅に充実させられるということがございますが、またその詳細はわかっておりませんので、現在のところでは当町の予算におきましては、支部活動の交付金でありますとか、操法の出場補助金など、交付税の需要額より手厚い予算となっておりますと考えております。

富田昭市議員 そこで私も平成26年度の予算書を出して調べてみました。それによりますと、やはりいろいろと前年度と比較しまして、ほぼ横ばいなんです。同じような数字が計上されているわけなんです。

例えば、消防団員の幹部手当、これが246ページです。消防費の中でもって、非常備消防費の中に載っているわけなんです、その分については248万4,000円が計上されております。そして、消防団員の訓練及び出動手当、これにおきましては329万8,000円という数字が計上されておまして、これを見る限り、一向に改善はされていないわけなんです。

今回のこの法律でもって見てみますと、26年4月1日から、とりあえずそういう形でもってやっていくんだというようなことがうたわれているわけなんです。それでそれがどういうものかと申しますと、やはり先ほど若干ありましたけれども、例えば、階級によって違うんですけれども、5年以上10年未満の団長さんにおきましては、現在は18万9,000円が5万円プラスになり、23万9,000円になるということだと、またあるいは、ずっと段階ありますけれども、先ほどありますので、言いませんけれども、30年以上になりますと、団長になりますと、92万9,000円が、これが97万9,000円という形でもって、一律に5万円のアップという形の法律が制定されているわけなんです。

この辺については、これいつごろから実施されるのか、その辺を伺いたいと思います。

住民生活課長 この条例改正につきましては、退職報償金につきましては、26年度早々に条例改正をしまして、26年度の退職に係る消防団員から適用ということになっておりますので、その26年度に退職された方につきましては、その5万円が加算されるという形で条例改正をいたします。

富田昭市議員 そうしますと、途中でもって補正をかけて、その分の退職者の人数は計上されるというふうな考えでよろしいでしょうか。

住民生活課長 はい、そのようになります。

富田昭市議員 またもう1点は団員の件ですけれども、団員におきましても同じようにこの5万円がアップされるというようなことがうたわれております。これにつきましては、交付税措置については、据え置きというふうな形でもって言われているわけなんです。しかしながら、これも各自治体によって、それが大分違うと思うんです。そして、この数字を見る限りは、年額報酬が一般団員の場合は、年額3万6,500円という交付税単価になっておりまして、そして、現実のその平均単価が2万5,064円と載っております。そして出動手当につきましては、改正後は1回に7,000円だということでありまして、そして、全国的な平均を見てみると、現在は2,562円という数字になるわけであります。

これも平成23年4月に調べたものが、このように載っているわけですが、現実に、福崎町のこの団員さん、あるいは消防団長さんの、その辺の報酬とか、出動手当はどのようになっていますか。もう一度確認します。

住民生活課長 団長手当につきましては、年額16万5,000円、副団長が9万3,000円、支部長は7万8,000円、副支部長が5万7,000円、そして分団長は5万4,000円と、そして分団への交付金としましては5万9,000円、そして、団員交付金が5,000円で600名という形で、手当を支給するという形で計上しております。

富田昭市議員 この金額につきましては、近隣の市町と比べますと、どの辺のランクに当たりますか。

住民生活課長 県で取りまとめをいたしておりますが、福崎町は上のほうということで、他市町から比べても見劣りしない金額となっております。

富田昭市議員 それで消防団員の定数におきましては、福崎町におきましては、600名以下という形の条例がされているようでございますけれども、今年度の出初式には451名ですか、そういう方々が出席されておりましたけれども、平均しますと、やはり福崎町の消防団員、これ何人ぐらいの方が今所属されていますか。正確な数字は。

住民生活課長 団員の登録につきましては、ちょうど600名で登録はできております。

富田昭市議員 災害とか、あるいは火事の場合、それでもって出動される人数、全員が出ることとはほとんどないと思いますけれども、やはりそれぞれが仕事とか、いろんな家事の都合でもって出られない方もいますので、平均しますと、そういうふうな出動する人数、どのくらい出ています。1回の出動に。

住民生活課長 それぞれ消防行事、そして火災とか災害に対する出動ということで、時間帯とか、その土曜日、日曜日というような形で出動が違いますが、来れる団員については全員の方が、こういう消防団の行事、またそういう出動について、参加をされるということで、それぞれ行事、災害についての出動手当、そういったものは分団で、それぞれ手当として支給しておりますので、総額としては、それぞれ人数は把握はできております。

富田昭市議員 人数から見て、この金額ではとてもじゃないけれども、計算が合わないわけなんです。例えば、消防団員の報酬及び出動手当、これが329万8,000円になっているわけなんです。この辺も計算してみますと、本当にごくわずかなんです。例えば、これ600人が全員出ていきますと、1人当たりの平均年額が9,640円になるわけなんです。そして、例えば、本年初頭にあった出初式でもって、451人が出てきますと、これ1人当たり1年間でもって1万2,825円というふうな形になるわけなんです、計算上は。ですから、それぞれを計算しますと、この予算額については、非常に納得がいかない数字なんです。それであえてこの消防の一般質問のときに、予算では言わんと、ここでもって質問するわけなんです。この辺の数字のとらえ方、それをちょっと説明してもらいたいと思います。

住民生活課長 平成26年度のこの消防団員の訓練出動手当、そういった積算は教養訓練、町操法大会、郡操法大会、器具点検、非常呼集、防火パレードと、それぞれ人数によって積算をいたしております。そして、火災出動等も一応700人という形では計上しておりますが、毎年どうしても出動が多くなるということで、そのたびに補正で対応しているということで、この予算額よりオーバーするという形に年々しております。

富田昭市議員 それでもう一方では、退職報償金、これは1,320万円計上されているわけなんです。この金額は25年度と全く一緒なんです。それで25年度の退職者は何人ですか。それと26年度と。

議長 一般質問の途中ですが、しばらく休憩いたします。
再開時刻を10時45分といたします。

◇

休憩 午前10時27分

再開 午前10時45分

◇

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

副町長 退職者の関係でありますけれども、基金退職者5年以上の分ではありますが、25年度は38名、5年未満の町単につきましては8名という形になっております。

当初積算では基金対象者5年以上が50名、町単の5年未満が5人で予算計上しておりました。

いつも、こういったような形の中で、当初予算につきましては、基金対象者が50名、町単の関係の退職者が5名といったような形で予算計上させていただき、それぞれの年度における退職者、基金対象者、または町単の退職者等については精算を繰り返すといったような形になっております。

それから、先ほどから交付税の消防団員に対する優遇施策というんでしょうか、そういったような事柄が言われております。これも福永企画財政課長が申し上げましたように、測定単位は人口でありますけれども、単位費用の中で積算をされるものでありますけれども、福崎町における分野につきましては、これら等とは違った形の中での対応のあり方といったような事柄で対応させていただいております。

一定の福崎町ルールというんでしょうか、そういったようなものも設けておりまして、団員、分団を維持する経費でありますとか、それから車両または小型動力ポンプでありますとか、そういったようなものを配備するときにも、一定の分野で各集落に負担を求めて、それぞれの分野で対応しているという形であります。

なお、本団幹部団員でありますとか、団員等の手当につきましても、福崎町の特別職、給与改定に基づくものと合わせていくという、福崎町の一定のルールを設けておりまして、そういったような中での対応であります。

各市町とも、それぞれの対応のあり方は変わっておりまして、例えば、そういう消防施設を各集落に、分団に配備するに当たって、負担を求めなく、市町の責めで配備するといったような形の市町もございます。そのかわり出動手当等については一定の部分以上は出さないといったような対応で行っている市町もありまして、非常備消防に取り組む姿勢そのものについては、行政によって異なってくるという事柄であります。

福崎町は、これも企画財政課長が申し上げましたように、消防費の中における非常備消防の需要額よりも、一定の部分でたくさん非常備消防に使っていただいております。なおかつ、団員の600名につきましては、720名でありました団員数を600まで下げたわけでありまして、今言われましたように、自然災害とか、そういったようなものを鑑みまして、600人体制という形を整えていただいております。

これら等についての定数は、今のところ変更を加えるといったような考えは持っておりません。

富田昭市議員 このたびのこういうふうな形の法律の改正によりまして、やはり処遇改善は必要かと思しますので、順次対応のほうをよろしく願いをするものでございます。

そして、この地域防災力の必要性は、以前よりずっと言われ続けてきたわけなんです。今回はその地域防災力の中核として、消防団が位置づけられたことで、改めて福崎町ではその消防団を軸とした防災体制整備の好機だと捉えますが、この辺についてのお考えはどうでしょうか。

副 町 長 今までも町を挙げて防災訓練でありますとか、そういったようなものはやってまいりました。近年、図上訓練とか、そういったような形の中で対応させていただいておりますが、それら等も含めまして、今後もう一度町全体を通した中での防災訓練ができるような体制を整えていただきたいといったような形で、事務局のほうにもそのように指示を出しているところであります。

いずれにいたしましても、町本団幹部を含めた形の中で、意識が非常に高い福崎町でありますので、そういったような形の中では対応はできるものと思っております。

富田昭市議員 この質問の最後になりますけれども、やはり東日本大震災では、団員みずからが被災者でありながら、周辺活動に身を投じながら、大きな役割を発揮をしたわけでございます。その一方で、住民の避難誘導とか、あるいは水門の閉鎖な

どで198名が殉職しまして、命がけの職務であるということが全国的に知れ渡ったわけなんです。

そういう中で、福崎町の消防団にしても、やはり初出式で見せたきびきびとした態度から、やはりその地域住民を守っていくんだという、その強い姿勢があらわれておりました。そのようなことを考えますと、今後の改善策は必要不可欠というふうに私は考えております。

また、これからはさらに少子化が進みまして、団員の減少も避けられない深刻な問題が発生するのではないかなというふうに懸念されるわけでございます。

また、団員の中には、サラリーマンが多くなり、緊急時や訓練の際には現場に駆けつけにくい事情もたくさんあるのではないかなというふうに考えられます。そのための予備軍といたしまして、高校生とか、あるいはご婦人など、1日体験入団の実施、あるいは団員のOBの再入団等、組織力の強化を考えてはどうかというふうに思います。

それに、自治体職員の入団につきましては、これまでは自治体の裁量に委ねられてきましたけれども、消防団支援法では、職務に支障がない限り、認めるよう義務づけが明記されているわけですが、当町においては、どのような見解をお持ちか、お尋ねをいたします。

副 町 長 この年度、25年度から始めました、自律（立）のまちづくり交付金事業では、各集落では防災訓練等にも携わっていただいたような形になっております。私どものほうといたしましては、事務局から地域防災組織の強化でありますとか、そういったような再編もお願いしているところであります。

隣の旧町の香寺町では、昔、女性の消防団等ができて、そういう消防活動をされたといったような形も聞いております。近年につきましては、各分団におけるところでは、地域における、これら等火事災害でありますとか、防災でありますとか、そういう啓発活動が活発になされております。

団員等につきましても、意識が高揚しておるところでありますし、各集落における分野での訓練等にも寄与していただいております。今後につきましても、各集落における、そういったような地域防災組織育成強化、それからまた防災、自律（立）のまちづくりを使ったような形の中での防災訓練とか、火事災害への訓練であるとか、そういったようなものに取り組んでいただければというように思っております。

富田昭市議員 すばらしいご答弁をいただきましたので、次の項目に移っていきたいと思います。

2点目のご質問は、代読と代筆支援の充実についてでございます。

これは、高齢化の進展に伴いまして、視覚障害者の皆さんのみならず、視力が低下した高齢者など、読み書きに支障がある人への支援の必要性が訴えられているわけでございます。

日常生活を送る上で、読むことと、自己の意思をあらわすための書くことは、必要不可欠の行為と言えるわけでございます。しかし、視覚障害者や視力が低下した人、あるいは高齢者などには、これらが十分に保証されているとは言えない状況にあるわけでございます。

こういった読み書きに支障がある人への支援は、共生社会の実現に向けても重要な課題をなっているものでございます。そこで、必要となるのが、目の不自由な人を対象とした代読、代筆などの読み書き支援の充実であるわけでございます。例えば、金融機関や役場から送られてくる通知など、社会生活を送るために必要な書類などが、受け取っても、目が不自由なために確認できないとい

う事態に悩む人は少なくありません。

あらゆる物事に関する情報化の流れが進展した今日においては、情報を正確に得て、発信することは、極めて重要ではないかなというふうに考えるものでございます。これまで、目の不自由な人への代読あるいは代筆の取り組みの状況と、今後、読み書きに支障がある方々の社会参加の確保と情報支援の取り組みはどのように進めていくのか、お尋ねをいたします。

民生参事兼健康福祉課長 目の不自由な方への代読、代筆の取り組みの状況でございますが、現在、福崎町の視覚障害者への対応につきましては、介護保険のケアマネジャー、またホームヘルパーなどがこれに対応をしております。特に高齢でひとり暮らしの視覚障害をお持ちの方につきましては、代読、代筆だけでなく、公的な機関への申請の代行などを希望される場合が多く、ケアマネジャーが訪問した際に手紙等を確認し、内容の説明を行い、本人の意思を確認して、代筆するなどの業務も行っております。

また、社会福祉協議会におきましては、朗読ボランティアの方が町の広報等を読み上げ、録音しまして、希望者や図書館に配付をしております。今後読み書き等に支障のある方の社会参加や情報支援につきましては、ケアマネジャーや朗読ボランティアの方と連携を図り、充実を図ってまいりたいと、このように考えております。

富田昭市議員 今は視覚障害といっても通常の当初からそういう方々がいるし、またあるいは年を重ねることによってだんだん目が見えなくなってきたという方もたくさんおられると思うんです。いろんな形でもって眼科等に聞いてみると、そういう方もたくさんおりますというふうな実態なんですけども、現在、把握している、そういう視覚障害の方々は、何名くらい町内にいるんでしょうか。

民生参事兼健康福祉課長 私どもで今そういうサービスを利用されている方が2名おられます。

富田昭市議員 2名ですか。その方はもうほとんど目が見えない方と違いますか。私も何人か知っていますけども、ほとんど小さい時から失明されていた方がいるわけなんです。その方については、結局いろんな形でもって、今言われたような形の支援を受けているというふうにお聞きしましたけれども、先ほども言ったように、徐々にこう悪くなって結局もう本当に視力が0.1とかそんなふうになってくると、なかなか字が読みにくいというふうになりますので、そういう方々についての把握はどのようになっているんでしょうか。

民生参事兼健康福祉課長 先ほど2名と申し上げましたのは、サービス提供をした方で、そういった方々を手伝っていただいた方に報酬を払うという方が2名ということで、それ以外の今議員のおっしゃいます方につきましては、人数の把握はできておりませんが、多数おられるということは自覚をしております。

富田昭市議員 目の不自由な方で、そういうふうなことを知らない方も私はたくさんいると思うんです。もちろんその情報が入ってきませんから、それを利用することもできないわけなんです。ですから近所のボランティアの方とか、あるいはそういうふうな方々に確認をしてもらうのも一つの手かなというふうに思うわけなんです。

いろんな形の広報も発行しておりますけども、なかなか読んでいないんですわ。目の見える方も読んでないけども、もちろん目の不自由な方は特別にそれがわからないという現実なので、やはり情報の収集が乏しいということになっていきますので、それもやはり確認をした上で、対応をお願いしておきたいなというふうに思います。

これまではNPOとかを中心に、目の不自由な人への代筆とか代読なんかはさ

れていたわけでございますけれども、一方、国レベルでは、平成23年7月に成立いたしました、改正障害者基本法に読み書き支援サービスを行う人の養成というのがあるわけなんです。そして、その派遣を国が自治体に求める規定が盛り込まれていまして、さらに、この25年4月から施行をされているわけでございます。

障害者の総合支援法の要綱によりまして、自治体が行う支援の一つとして、代読や代筆が明記されているわけでございます。ご存じかと思っておりますけれども、この件については、どのようにお考えか、お伺いしておきます。

民生参事兼健康福祉課長 先ほど申されたのは意思疎通支援事業のことだと思います。これらの事業につきましては、福崎町では平成23年10月から、視覚障害により移動が困難な方に移動に必要な情報であるとか、そういう方に代読や代筆を提供いたしました。移動援護等の外出の支援を行う同行援護が介護保険事業にはございませんので、障害福祉サービスにあるため、先ほど申し上げました、現在2名の方がそのサービスを利用されているという状況でございます。

富田昭市議員 今後は高齢化が進みまして、潜在的なニーズを含めて、読み書きが困難な方がたくさん増えてくるのではないかなというふうな感じもするわけなんです。そこで、福崎町におきましては、その方々のプライバシーを確保していきながら、専門の支援員の養成に取り組むなど、代読・代筆支援のその必要とするニーズに応じまして、いつでも受け入れる取り組みを推進するように求めますが、その辺についてはどうでしょうか。

民生参事兼健康福祉課長 専門の支援員の養成の件でございますが、視覚障害者福祉協会が実施いたします朗読奉仕員養成研修などの案内を社会福祉協議会を通じましてボランティア団体に周知し、代読・代筆支援を担える支援員の養成に、今後努めてまいりたいと、このように考えます。

富田昭市議員 はい、わかりました。では、よろしく願いをしておきます。

次に、3点目の質問に入りたいと思います。

3点目の質問は介護予防の意識向上をということでございます。

これは、非常に今大事なことではないかなというふうに思います。認知症の前段階の状況でもって、加齢に伴い物忘れと似ているために判別が難しい、軽度の認知障害は、適切な予防なしに放置されますと、5年間で約半数が認知症に移行するという研究報告もあるわけなんです。怖いですが、これ非常に。

そして、厚生労働省の調査によりますと、認知症患者は全国では約439万人と推計しておりまして、またその軽度の認知症患者を380万人というふうに推計をしているわけでございます。いずれも2010年の調査でありまして、実に高齢者の4人に1人が認知症、あるいはその予備軍となっているわけなんです。

調査から3年がたった現在、福崎町に居住している方についても、その比率はほぼ同じ状態ではないかなというふうに考えるものでございます。そのために、町内の高齢者におきまして、軽度の認知症を発見する際に、頭部の健康チェックをやはり実施して、軽度認知症の状態の検査をして、そしてそれにならないようにしていくためのことを考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

民生参事兼健康福祉課長 高齢者の頭部の健康チェックの診断をというご質問でございますが、ご承知のように初期の認知症の方につきましては、非常にデリケートでございまして、またプライドが高い方が多いと言われております。しかし、できるだけ多くの方にこの健康チェックを受けていただき、異常を早期に発見し、早期治療に結びつけたり、予防事業への参加を勧奨し、進行を予防することが必要と思われ

ます。

平成26年度におきましては、各集落にミニデイサービスの開催時に、老人会等の協力を得まして、物忘れチェックを実施してまいりたいと、このように考えております。

富田昭市議員 福崎町におきましては、この26年度におきましては、65歳以上の人口が約5,200人ぐらいかなというふうに思うんですけども、そうなりますと、計算によりますと、約1,300名の方がそういうふうな形の予備軍とか、あるいは認知症という形の方になろうかと思うんです。これ比率からしますと。そうなりますと、やはりこれは非常に大きな社会問題になってくるのではないかなというふうに思うんです。私も65歳以上ですから、その部類かもわかりませんけど。

そしてこの脳は徐々に弱ってきますので、わからないんですわ、これが、正直言います。ですから、日常の生活によって、ご近所の方とか、家族の方が気をつけないと、その軽度の認知症を発見することができない。単なる物忘れという形でもって、取り計らっているところがたくさんあるわけなんです。気がついてみると、いつの間にやら、認知症になっているということがありますので、先ほど言いましたように、やはり軽度のときに、そのテストをしていきながら、しっかりと対応していかないと、非常に怖く、また医療費とか介護費においてもかかるわけなんです。ですからその点は、私は必要ではないかなというふうに思うわけなんです。

そこで、町内の高齢者に、いつまでも元気で暮らしていくためには、高齢者全員に義務づけをしてもらいまして、頭の健康チェックの診断の取り組みを私は求めますけれども、その点はどうか。

民生参事兼健康福祉課長 先ほども申し上げましたとおり、この初期の認知症の方はプライドが高いといえますか、デリケートでございまして、そういうテストを受けたいというときは旬でございまして、そのときにはするんですが、それ以外にでも、私はどうもないという場合に、上から目線で言いますと、非常に困りますので、みんなが受けれるような体制づくりというのが必要かと思えます。

したがって、今後もそういう方々を1人でも多く参加をしていただけるような会場の設定とかを考えていきたいなと、このように思います。

富田昭市議員 これは現に実施されている自治体があるわけなんです。この頭の健康チェックとか、質問に答えていくだけで、その軽度の認知症を97%の制度で判別することができるというふうなことが言われているわけなんです。これは埼玉県の幸手市というところでもって取り組み、幸というのは幸福の幸と、手は手です、この手。その幸手市というところで実験をもうされているわけなんですけども、それによりますと、そのチェック方法は簡単な10個の単語を復唱し、そして、思い出すことを3回繰り返した後に、関係のない質問を幾つかつけ加えて挟み、そして最後にご本人に10個の単語を可能な限り思い出してもらって、そしてそのテストをするわけなんです。

そしてその判別につきましては、1回のテストは10分ぐらいで終わるそうです。その判定は、正答率や所用時間とか、それに加えて、年齢とか、あるいは性別なども考慮しながら、よかった方にはAランクとして健康が維持できていますよという判別、また、Bの方につきましては、少し注意が必要ですねという方、あるいは、Cランクにおきましては、注意が必要というふうな形の3段階の判定をして、予防法を確認していきながら、さらには、不安がある場合には、保健師への相談を受けながら、やっていくというふうな取り組みをし

ているわけなんです。

できましたら、福崎町におきまして、当町の保健センターにおいて、1週間に1回ほど、頭の健康チェックを実施いたしまして、そして、認知症予防の取り組みをしてはどうかと考えますけれども、その点についてはどうでしょうか。

民生参事兼健康福祉課長 そういった取り組みは非常に大事かと思います。この頭の健康チェックをして、認知症予防に取り組んではどうかというご質問でございますが、認知症の疑いのある方につきましては、先ほども申しましたとおり、気分が移りやすく、相談しようと、相談に来たいというときに相談時と言えますので、簡単な頭の健康チェックは随時受け付けておりますので、そういう方がおられましたら、すぐに来ていただくとか、また、こちらのほうから訪問ができるのであれば、そのように訪問させていただいて、いつでもできる体制を整えたいと、このように思います。

富田昭市議員 この認知高齢者は年々非常に増えていくというふうに思うわけなんです。そして、現在もこの高齢者の認知症のグループホームはまず3倍増になっているということ、そして、先ほど言いましたけれども、介護費あるいは医療費の増加につながっているということも言われております。真剣に取り組んでいく課題ではないかなというふうに考えるものでございます。

認知症には特効薬がありませんので、適切な防止法でもって食いとめる以外にはないのではないかなというふうに思うわけでございます。

今後、介護予防の意識を高めるための計画を、やはりPRしていかなければいけないのではないかなと思いますけれども、その辺の計画性はどうでしょうか。

民生参事兼健康福祉課長 認知症の方につきましては、やはり住みなれた場所で安心して暮らしていけるような、高齢者自身が積極的に社会参加をし、地域のふくろうの会等でありまうとか、健康づくりでありますとか、そういった会にも参加していただけるように働きかけるとともに、周囲がまた温かく見守り、家族を含め支援できるような認知症サポーター、昨日もちよっと答弁させていただきました、こういった講習等も開きまして、その認知症サポーターの養成に努め、一人でも多くの方に認知症を理解していただけるよう、今後も努めてまいりたいと、このように思います。

富田昭市議員 それでは、次の質問に入ろうと思います。

4点目の質問は、読書通帳の導入で読書意欲をさらに高める取り組みをとということでございます。

近年は読書離れが指摘される中で、町民に読書に親しんでもらう取り組みの一つとして、読書通帳を導入する動きが、各地で見え始めているわけでございます。

この取り組みは、借りた本の履歴を目に見える形で残すことによりまして、子どもを中心に、町民の読書への意欲をさらに高める効果が期待をされているわけでございます。

図書館の件につきましては、過去に何回もお尋ねいたしましたが、前回質問をしたときには、町内の図書館利用者は横ばい状態であるとのことご答弁をいただきました。今後さらにこの読書の意欲を高める効果を期待できる読書通帳を導入されてはどうかということ伺うものでございます。

行政と学校あるいは地域が一体となりまして、お互いに協力しながら、子どものための寄附を募りまして、読書通帳機を購入するなど、導入に向けた検討、取り組みはできないか、当局の見解を求めるものでございます。

社会教育課長 読書通帳機につきましては、議員さん今言われましたように、それぞれ個人が

読まれた本が、いわゆる銀行の通帳のようなものを入れますと、借りた日、また書籍名が印字されるという機械でございますが、残念ながら福崎町の今の図書館のシステム自体は、個人情報保護の観点から個人思想や信条、政治的な立場から、基本的には情報を記録できないようなシステムになっておりまして、読書通帳機を稼働させるとなりますと、このシステム自体を全て変える必要がございます、多額の費用がかかることから、非常に難しいというふうには考えます。

富田昭市議員 地域性もあろうかと思えますけれども、やはり私がこれ調べたものによりますと、実施事例を紹介しますと、平成25年9月に、北陸で初めて読書通帳システムを導入しました富山県の立山町、ここでは自動貸出機で借りた本のデータが併設する読書通帳機に送られまして、通帳を入れると借りた本のタイトルとか、著者名とか、あるいは貸出日が記録される仕組みになっているわけなんです。

読書通帳は町内の小・中学生は無料で贈呈しまして、その他の利用者につきましては、1冊200円で販売しているというふうな状況で、これにつきましては、やはりその個人情報云々というようなことが書かれていないわけなんです。やはりその個人情報云々というのは、その人の生年月日とか、電話番号とか、いろいろ記入された場合には、いろんな被害を受ける場合がありますけれど、この辺程度でしたら、別に問題ないのではないかなというふうに思うわけなんです。

やはり、読書を借りる方については、余りそのそういうふうな方はいないんじゃないかなというふうに私は思っているわけですが、やはりこの取り組みについては、子どもたちの勉強あるいは読書の強化について、こう実施していくほうがいいんじゃないかなというふうな気がして、この問題を取り上げたわけでございます。

その立山町、これにつきましては立山町の立山ライオンズクラブがその立山町に寄附したお金を、町がそれをもとに導入をされたわけでございます、その読書通帳の製作費につきましては、北陸銀行が一部負担をいたしまして、そして2,500冊をつくっているわけなんです。そして、平成26年1月現在の登録者数は600名を超えまして、そのほとんどが町内の小・中学生であるというふうなことが言われております。これまで図書館を、本を借りるということも限られていたわけですが、このことを発端に、非常にいろんな方々がその本を借りるようになったということでもって、非常に喜ばれているわけなんです。

このように、より多くの人に図書館へ来てもらおうという、その工夫を凝らしたその図書館が、私は確かにすばらしいなと思うんです。やはり、待っているのではなくして、攻めの行政の取り組みでもって、どんどんと子どもたちをよい方向へと導いていくというのが本来の役割ではないかなという感じもするわけなんです。

私はあえてこれを強制するわけではないんですけれども、いいことの事例ですので、あえて取り上げてご質問をしているわけなんです。やはり福崎町には柳田國男先生とか、あるいは吉識雅夫先生、またスポーツのほうではロサンゼルスで柔道の金メダルとった松岡義之さんとか、すばらしい方が存在するこの町でありますので、これを途切れることなくして、やはり永遠に子どもたちに引き継いでもらいながら、そして、学び舎である福崎町の小学校、中学校、これを立派に伝えていってほしいなというふうな思いから、このようなことを

質問するわけでございます。

いろんな形でもって言いましたけども、前向きに取り組んでいただくよう、お願いいたしまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長 以上で、富田昭市議員の一般質問を終わります。

次、８番目の通告者は難波靖通議員であります。

１．学校教育のさらなる充実について

２．自殺対策について

以上、難波靖通議員。

難波靖通議員 議席番号１０番の難波靖通です。通告順に従い、一般質問をいたします。

今回の質問は、教育委員会、学校教育の充実、自殺対策等について質問をいたします。

国会では、今、教育委員会の改革が取りまとめられています。国会での成立には今後議論もいろいろ予想されますが、教育行政に対する首長の権限を強化する与党改革案がまとまったようでございます。

教育委員会は、引き続き教育行政の責任を負う執行機関として位置づけられていますが、一方、首長に教育行政の要となる新教育長の任命権を与えています。政府は与党案を反映させた地方教育行政改革案を今国会に提出し、会期中に成立を目指しています。町長、教育長等については、改革案について承知をされていると思いますが、首長の権限が大きくなる、この改革案に対し、町長、教育長の見解をお聞きをしたいと思います。教育長からお願いをいたします。

教育長 不易知らざれば基立ちがたく、流行知らざれば風新たならず、いわゆる不易流行でございます。これから議論もますます進んで行くのではないかと思いますので、私としてはしっかり見守っていききたいと、こういうふうに思います。

町長 私はもう議会にここずっと一番最初に出させていただいてから、戦後の出発は新しい憲法にあると、このように思っているわけでありますから、憲法の５原則が充実するような方向の改革であれば、大いに賛成をしていきたいというふうに思っているわけでございます。

そして、首長の権限というのは、今でも結構強うございまして、教育委員を推薦するというのは、私の権限というふうになっておりますから、それ以上の大きな権限をもらわなくても、今でも十分ではないかなというふうに思っているわけです。

私の理想で言えば、公選制にすればもっといいというふうに思っております。

難波靖通議員 少し具体的な点について、お尋ねをしたいというふうに思います。

新教育長、教育委員、これを統合する新ポストの教育長は、首長の意向を反映しやすくするため、任期は３年だと、このように言われております。任期が今は４年であります。首長が気に入らなければ３年で首をすげかえるというように思いで３年になったのかなと、これは私の推察でございますが、このような状況について、再度、町長、教育長の思いをお尋ねをしたいというふうに思います。

教育長 私は任命される首長と同じ任期でいいのではないかなと、こういうふうに思います。首長には任命権がある以上は、罷免権も当然あるわけですから、１年、２年で罷免ということもあり得ると思いますので、私はその首長の任期と同じ４年がいいと、個人的には思います。

町長 私も教育長と大体同じような意見を持っております。３年というのはちょっと短いかなという感じをいたしております。その教育長が信念をもって社会教

育、そして学校教育をしっかりと進めていこうというふうな方向を打ち出されるのは、大体４年ぐらいいはかかるのではないかなというふうに思っております。

そして安心して、しっかりと仕事をしようと思うなら、それぐらいの任期が私は必要ではないかなというふうに思っております。

難波靖通議員　４年がいいのではないかと、町長も教育長もそのような思いでおられます。

首長に教育行政の指針となる教育的な方針の策定権限を与え、首長主催の総合教育政策会議で調整をすると、このように改革をされるようであります。

教育の中立性、こういったことも必要であろうと思うわけですが、再度、町長及び教育長のほうの思いをお聞きしたいと思います。

教　育　長　私も中立性は必要かとは思いますが、先ほども申しましたように、不易の流行といえ、今の社会がどちらの方向へ動こうとしているのか、国民の皆さんがどのように求められているのか、そういうふうなことを総合的に判断していくことが必要だと思いますので、その点の議論も、また見ていきたいと思えます。

町　長　この中立性というのはなかなか難しいものでありまして、何をもって中立かというのは、これは議論が出てまいります。したがって、私はできるだけ自由度が大きいということ、そして多面的な意見が自由に交わされると、そういうことが中立性の、私は、内容ではないかなというふうに思っているわけです。

ですから、議論は大いに活発に、そしてどんな意見でも自由にものを言い合いして、そして全体がまとまった方向で進めていくと、そういうことが保証されておればいいのではないかと、いわゆる民主主義、民主主義が徹底しておれば、いいかなというふうに思っております。

難波靖通議員　また、非常勤の教育委員を廃止し、首長に権限を一本化すると、このような思いもあるようでございますが、これについても教育長、町長のお考えをお聞きをしたいと、このように思います。

教　育　長　私は現行制度下で教育長を拝命しておりますので、現行制度を否定はしません。しかしながら、新しい制度ができて、その内容には私たちは、私は従っていくと、こういうふうに認識しております。

町　長　我々町長といえども公務員でありますから、法律が決まってしまえば、その法律に従っていろんなことを執行するということでもあります。

しかし、その法律が決まらない以前で意見を求められるとすれば、教育を余り首長に権限を集中してしまうということよりは、首長もおり、同時にそれから独立した教育委員会があつて、しっかりといろんな議論が展開されて、その中で教育方針が出されていくという方向がいいのではないかと、このように思っております。

難波靖通議員　私も町長の考えと同感でございますが、いろんな人がいてディスカッションして、そして決めていくということがいいのではないかなというふうに思います。

しかし、一方、九州地方では、教科書の決定については、決められたことを守らないと、教育委員会が独自の教科書を使っていると、こういったことも報道をされております。そこにはそのやはり歴史なり、文化なり、そういったものもあろうかと思うんですが、こういった事象も発生をしているという状況でございます。

今回の教育委員会の改革に大きくかかわっておるのは、平成２３年１０月に大津市で発生した、中学２年生の男子のいじめによる自殺でございます。ずさんな調査でいじめを隠そうとする市教育委員会に批判が集中をいたしました。責任の所在も常駐の教育長、非常勤の教育委員長との間で曖昧なことが明らかに

なり、一気に制度の見直しの声が高まったわけであります。

少し、他町の状況を報告したいと思います。徳島県の伊座利というところがあります。ここは小學校生徒が数名になりまして、村自身も限界集落、小學校も廃校と、こういった状況に立たされたわけであります。そのような地域にいじめやひきこもりの子どもが多く通う小學校となりました。

私は偶然NHKで漁師の主婦が昼食でまちおこしをしている様子を見ました。他町で余り提供されない地元の魚、野菜で、主婦が昼食をしておられました。イセエビ、アワビ、大きなえび、また野菜などで、漁師が朝、収穫してきたものを、新鮮なうちに昼食として提供していました。他府県から多くの方が昼食に訪れ、列をつくり、待ち合わせをされていました。私も行ったのですが、遅かったため、午後3時の閉店ぎりぎりですぐに食事についていた状況でありました。私の後にも多くの方が来られましたが、断りをされておりました。私は、放送の途中で、食事のみのことでまちおこしをされておるというふうな思いで行ったわけであります。

その後にもまた、伊座利の小學生の状況がテレビで放映をされました。伊座利といいますのは、徳島県と高知県の山境、非常に山深いところで、戸数は20戸程度であります。普通では特別の用事のない限りこの地域には行かれない。広い国道から山道を通り、幾つもの山を越えて、やっと到着するということになります。地域では、小學生が減少し、将来は村がなくなる。こういった危機感を感じ、地域住民が立ち上がりました。イベントを開催したり、留学生を受け入れしたりされました。そして、一緒にまちづくりをしてくれる移住者を呼ぶことになりました。一緒に真剣に地域をつくる人に来てもらう。今、小學生の24人中21名が町外からの移住者であります。

愛知県からの移住者にインタビューがありました。子どもが引っ込み思案で将来を心配されました。いろいろ不安がありました。幾度となく家族で相談をし、やっと移住するという決定をされました。主人ももちろん転職をされ、現地に住んでおられます。今では小学4年生になり、非常にたくましくなった。朝早いときは4時から漁師の手伝いをして、漁師、魚をとる漁師です。手伝いをして、船に乗って漁をしている。将来は漁師になるんだという夢を持ってもらえるようです。ここでは皆、本気で怒る。他人も指導する。みんな一緒に幸せを分かち合い、本気でつき合っている。そしてこの伊座利の村へは、年間1,000件もの問い合わせがあるようであります。

このような状況について、まちづくりについて、町長のコメントをお願いしたいと思います。

町長 まちづくりは、1色ではないと思います。まちづくりを進めていくためには、まず何よりもその町の現状分析をしっかりと行うこと、その現状分析を行った結果、町民の皆さんが何を求められているのか、そしてこれからどうしようと思っておられるのかという意向調査をしっかりとした上で進めていくわけでありますから、今、難波議員さんが言われたのは、その地域にしっかりとそういう現状分析をされて、その結果、こういう方向に進んでいこうということで、取り組んで行かれているのだらうと思うんです。そうであるなら、素晴らしいと思っております。

私たちも、そういったところで成功されているとすれば、恐らくは現状分析がしっかりしていたのではないかと思うわけで、私たち福崎町も、今、総合計画をつくっておりますけれども、そうした住民の皆さんの意向をしっかりと踏まえた、いい計画をつくって、その方向で進めていきたいなというふうに思いま

す。

難波靖通議員 私らもまちづくりには大いに関与して、すばらしい町となるように、努力をしてまいりたいと、このように思います。

次に、学力の状況について、お聞きをします。

総務文教常任委員会に報告された資料で、全国学力・学習状況調査というのが報告をされています。小学6年生と中学3年生が国語、算数の2教科4分野の語学テストを受けたと、小学生の正答率は全国水準を下回り、中学生は全国水準を上回ったというふうに報告をされております。現状をきちんと把握し、今後の対策を早急に構築し、学力向上に取り組まなければならないというふうに記述をされております。

全国平均に比べ、小学生は国語A、これが4.7ポイント、国語Bが3.9ポイント、算数Aが1.4ポイント、算数Bが0.7ポイント、それぞれ低くなっていると、このような状況にあります。現状分析はどのようになっておるのか、また、26年度の方針がどうあるのか、教育長にお尋ねしたいと思います。

教 育 長 ただ今の質問の冒頭にもありましたように、この調査は小学校6年生と中学校3年生のみを対象に実施されたものでございます。

文科省では、プラス5.0ポイント、マイナス5.0ポイント以内なら水準並みと評価してよいと、こういうふうに言っております。それから言えば、町内の子どもたちは全国水準並みと言えるのではないかと思います。現状分析で言えば、総じてことしの6年生は読み取る力や書く力、問題に対してじっくり取り組む意欲や態度が希薄であったと考えられます。ただ、学校によって違いがありますので、各学校から現状分析とその対応策について、指針を報告してもらっていますし、各学校では既に自分の学校の課題に取り組む努力がなされております。

町で統一して実施しているのは、福崎学力アップタイムの実施です。学校には週5時間の日がございます。その日に、時間外を活用して、プリント学習等余分に実施をしております。また、26年度は、学力向上研究委員会を設置しまして、町内外を問わず成功している情報を集約し、福崎町版を創設し、来年度取り組む予定でおります。

難波靖通議員 いろいろ対策を講じていただいております。学力向上になるように、お願いをしたいというふうに思います。

中学生は国語Bが1.3ポイントのマイナスとなっている。3年前の6年生のときは、マイナス3.5が、今回はマイナスの1.3で、2.2改善をされておるといような状況になっております。この点については、教育長はどのように評価をされておりますか。

教 育 長 子どもたちも、学年が進むに従って、学習に一生懸命取り組んでくれていると、こういうふうに思っております。

国語のBに関しましては、A中は平均点を上回っております。B中は残念ながら下回っておりますけれど、B中では正答数分布の二極化が見られました。集中力や忍耐力、基礎的なものが不足しているのではないかと、こういうふうに考えます。

難波靖通議員 学校ばかりで成績は上がるわけではないというふうに私も思っておりますが、家庭でのやはり生活が大きいということが言えるのではないかと。家庭との協調はぜひとも必要である。早寝早起き朝ご飯と言われますように、規律正しい生活ができなければ、やはり勉学に力が入らないというふうに思います。このような家庭との協調については、どのような取り組みをされておるのか、お聞き

したいと思います。

教 育 長 各学校では、学校だよりで自校の実態と今後の対応について、保護者に知らせています。まず、現状認識をしてもらい、家庭での話し合いの場を多く持ち、基本的な生活習慣の確立や粘り強さを定着させるとともに、落ちついて学習ができる環境づくり、宿題の点検、家読の勧め、先ほど議員も言われました、早寝早起きや食育への協力を求めています。

また、先ほど述べました学力向上研究会でも、来年度、家庭に対してこういうことを求めているという、こういう提案をいただいております。

難波靖通議員 食事を規則正しくとる。これだけでも学力が上がるというような本も発行されております。その食事についても、やはりご飯とみそ汁だと、これをきっちり朝ご飯に食べれば学力が上がるというようなことも言われておるんですが、そういったメニューの調査等もされたのかどうか、その点についてはどうなんですか。

教 育 長 確かに、朝ご飯を食べて登校する子と、食べないで登校する子の学力の違いというのは統計的に出ております。ですから、朝ご飯を食べることは非常に大切だと思っておりますし、福崎町の場合も、小学校6年生では95.6%、中学校では100%が朝食を食べて登校していると、こういうアンケート結果があります。ただし、何を食べているかというところまでは、よく調査をしておりません。

難波靖通議員 すごいですね。朝ご飯をきちっと食べてこられる方、中学生は100%だと、これはすばらしいことであるというふうに思います。

また、挨拶をする子は、これはパーセントわかるかどうかわかりませんが、やはり、中学生、小学生も、朝晩立ち番をしていますと、挨拶をしてくれる子が非常に多いです。そういった面でも、学校なり、家庭のしつけがかなりできておるのかなというふうに思います。

そういった中で、小学生の無回答が多いということです。これについては、どのような評価をされておりますか。

教 育 長 全ての分野において無回答が多いのではなく、長文を読んで答えたり、文章にして答えるのが苦手なのです。また、じっくり考えて答えるのではなく、早とちりをして、自分には無理だと、すぐに諦めてしまう、こういうことが考えられます。

難波靖通議員 それと、学習に取り組んでいる意識に、小学校と中学校に違いが見られると、このようなことも書いてございます。やはり中学生の場合は高校入学、高校受験につながると、そういったこともあって、意識改革が進んでおるのかな、意識が高いのかなと、このように思いますが、教育長の見解はどうなんですか。

教 育 長 中学生に関しましては、私も同感でございます。

小学校では、他校と比較するようなテストは実施しておりませんし、小学生という最高学年でもあり、下級生と比べればよく勉強していますので、よく勉強していると認識しているようです。そして、現状に満足感があるのではないかと。しかし、中学校では他校と同じテストをしていますので、自分の置かれている位置が把握されておりますし、また、3年生ということで、先ほどもおっしゃいましたように、受験を控え、しっかり勉強はしているのですが、もっともっと頑張らなければならない、もっと頑張れるはずだと、自分に言い聞かせているからだと思います。特に中学生の場合は危機意識が高いということが、学習意欲の向上に結びついているのではないかと、こういうふうに思います。

難波靖通議員 それと、少人数学級は成績がいいというようなことも過去にはよく言われたわ

けであります、この6年生と中学3年生の学級の人数、それはどのようなようになっておりますか。

教 育 長 国は、小学校1年生のみを35人学級としております。それに対して兵庫県は、4年生まで35人学級を認めているというふうなことで、国よりも兵庫県では、そういう意味では少人数学習に対する理解があるのではないかと、こういうふうに思っております。

学校では、何人のクラスをつくるとか、そういうふうな人数の制限、限定はないんですけど、教科によって、一つのクラスを二つに分けたり、また、教科によっては、理解に時間がかかる子がいたりしますので、習熟度別に分けたり、そういうふうな形で少人数学習を実施しております。

難波靖通議員 そうしますと、6年生が何組で学級の人数が何名ということは、この場では発表はできないでしょうか。

教 育 長 6年生は高岡小学校は1学級で、1クラス14名、福崎小学校は2学級、1クラスは34名、田原小学校は3学級、1クラス29名、八千種小学校は1クラス36名になっております。

中学校のほうは、西中が3クラス、1クラス28名ですか、それから、東中学校は3クラス、1クラス38人です。

難波靖通議員 多少そのクラスの人数が違うようですが、この違いによって成績等に影響はございますか。

教 育 長 全くないかと言えば、それはないとは言いきれないと思います。ですから、できるだけ少ない人数で学習して、より効果が上がるように、県からの加配教員だけではなくて、町独自の学習支援員を配置して、少しでも学力向上になるように取り組んでおります。

難波靖通議員 次、いじめについて、お尋ねをしたいというふうに思います。

いじめとはどのような状況をいじめと捉えておられるか、町長と教育長にお尋ねをしたいと思うんですが。

教 育 長 福崎町いじめ対応マニュアルでは、次のように提言しております。個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的、形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立って行うものとする。いじめとは、当該児童・生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものとする、なお、起こった場所は学校の内外を問わないと、このように定義づけております。

町 長 私はWHOの規定が好きなわけではありますが、WHOの健康の定義が三つあるわけです。一つは身体的に健康であると、二つ目にはメンタル、すなわち精神的にしっかりしておること、そして三つ目には社会的にもしっかり健康であることということでもありますから、この健康を3面にわたって、その個人が苦痛を覚えるというふうなことは、いじめではないかと、このように思っているわけです。

難波靖通議員 そうですね。遊びであるとか、ふざけであるとか、スポーツであるとか、こういったことといじめとの違いはやはり、本人が苦痛を、スポーツの場合、練習をやる場合、苦痛を感じるという場合もあると思うんですが、やはり対等でなければならぬと一方が上で一方が下であるとかいうような場合は、やはりこれはいじめに当たるのではないかと、例えば、小学6年生が小学3年生と相撲をとって、勝ったり負けたりするような状況であれば、これはいじめにならないと思うんですが、相撲をとっておっても、6年生がもう投げ飛ばすばかりであれば、これはもうやはりいじめに類するのではないかとというようなことも思

います。

そういった、ふざけからやはりいじめになっていく。上級生は遊びだ、ふざけだというような状況で、先生方もなかなかそれがきっちりにつかめないと、遊んでおったと、というような状況になろうかと思うんです。そういったことからいけば、やはり小さいほうが苦痛だと思うような状況は、やはりいじめとしてとらまえて、スポーツであっても、そういった面が非常に難しいんかなというふうに思います。

また、いじめの件数について、21年から25年まで、掌握されておれば、お願いをしたいというふうに思います。

教 育 長 平成21年度ですけれど、小学校全国で3万4,766件、福崎町はゼロ件、中学校全国で3万2,111件、福崎町4件、平成22年度、小学校全国3万6,909件、福崎町ゼロ、中学校全国3万3,323件、福崎町1件、平成23年度、小学校全国3万3,124件、福崎町ゼロ、中学校全国3万749件、福崎町ゼロ、平成24年度、これいじめの定義が大きく変わった年でございます。小学校全国で11万7,383件、福崎町7件、中学校全国6万3,634件、福崎町6件、平成25年度は、まだ年度内でございますので、全国統計は出ておりませんが、町内のきょう現在までの状況を言いますと、小学校で2件、中学校で6件と、こういう状況でございます。

難波靖通議員 平成25年6月28日に、いじめ防止対策推進法が制定をされました。ここでは、目的であるとか定義であるとか、基本理念等が定めるようになっております。当町においては、このような定義であるとか基本理念、目的、こういったものは定めておられるのかどうか。先ほど、いじめを許さない学校づくりのためにということで、平成24年8月に、これも総務文教のほうへ提出された資料ではないかなと思うんですが、定められております。これと、このいじめ防止対策推進法との整合性はとれておるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

教 育 長 福崎町として条例制定はまだできておりません。県も先日、兵庫県いじめ防止基本方針を策定し、通知してきたところでございます。本町においては、これらの方針をよく吟味し、参考にして、策定を考えていきたいと思います。

難波靖通議員 教育委員会のほうでは、こういったいじめを許さない学校づくりのためという対応マニュアルがございます。これも県のほうのそういった方針に従って、また改正をお願いをしたいというふうに思います。

また、条例についても、これは町のほうも関係するわけではありますが、条例の制定をしていただいて、いじめのない、明るい福崎町の教育並びに町になるように、条例制定を検討をいただきたいというふうに思います。

教 育 長 町条例が制定されましたら、それにのっとって実践をしていきたいと思えます。しかし、大事なことは、法があってもなくても、いじめは絶対にいけないのだと、そういう心構えと実践力を全町民が持っていただきたいと思えますし、きのうも石野議員のところで述べさせていただきましたけれど、いじめは「するを許さず、されるを責めず、第三者なし」よろしく願います。

難波靖通議員 また、町の当局のほうなんです、地方公共団体は基本理念にのっとり、いじめ防止対策、施策、こういったことを実施する責務を有すると、このように定められております。町の状況はどのようになっておるか、お聞きをしたいというふうに思います。

総 務 課 長 今後検討をしてまいりたいと、このように思います。

難波靖通議員 また、学校は基本理念にのっとり、いじめ防止のための処置を講ずるということになっておりますが、これから具体的に進めていただいて、学校内のいじ

め等がないように配慮をしていただきたいというふうをお願いをしておきたい
と思います。

また、学校の先生方に、こういったいじめの発見であるとか対応とか、そう
いった教育、研修等もされておるのではないかなというふうに思いますが、状況
をお願いをしたいと思います。

教 育 長 校長は4月の年度初めの職員会議において、いじめに対する指針を述べ、強い
態度で防止に取り組むことを宣言し、全教職員による共通理解と共同実践を指
示しております。また、そういう研修会があれば進んで職員を派遣して、勉強
させております。

議 長 一般質問の途中ですが、しばらく休憩をいたします。
再開時刻は13時といたします。

◇

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

教 育 長 最初におわびと訂正をさせてください。難波議員の質問の中に、6年生と中
学生の1クラスの児童・生徒数で、私の手元資料の読み間違い等がありました
ので、申しわけございませんが、5月1日付の学校基本調査に基づいて、答弁
させていただきます。

高岡小学校14名で1クラス、福崎小学校は2クラスで34名、田原小学校3
クラスで29名、八千種小学校1クラスで36名、福崎西中学校3クラスで2
7名、福崎東中学校3クラスで35名、まことに申しわけございませんでした。

難波靖通議員 それでは、一般質問を続けたいと思います。

まず、いじめの続きなんですが、財政上の処置はどのようになっているか、お
尋ねをしたいと思います。特に予算上、財政上のそういった計上がされておら
なかったように思うんですが、その点について、お伺いをしたいと思います。

教 育 長 もし財政上必要な場合には、学校予算の中で対応していきます。

難波靖通議員 教育長のほうには、いじめ防止条例をつくって対策をしてほしいと、こうい
ったことを申し上げておったんですが、町行政のほうにも、ぜひともいじめ防止
条例の制定をお願いしたいと、このように思いますが、見解をお願いします。

副 町 長 町には基本的な考え方の中では町民憲章、昭和61年に策定させていただき
ました。そういったようなものをきちっと住民さんに周知すればいいわけであ
りますけれども、毎月広報に町民憲章を掲載させていただいております。

それら等は積極的に活用するといったような形の中で、住民さんには呼びかけ
をしていきたいと、このように思います。

難波靖通議員 条例を制定したり、副町長のほうからございましたように、町民憲章をPRし
たりして、当町からいじめ等がなくなるように、努力をいただきたいと、この
ように思います。

次に、自殺について、お尋ねをしたいと思います。

平成18年6月21日、自殺対策基本法が公布をされております。自殺者は年
間約3万人と、このように言われておりましたが、最近では3万人を割るよう
な状況になってきておるようでございます。町長は交通事故死と比較して、よ
く話をされておりました。非常に関心が高いのではないかと、このように思っ
ております。私も地域を預かるものとして、非常に気を配っている一つでござ
います。民生委員と協力しながら、情報の共有化を図り、自殺予防に対応して

いるところであります。

現在の自殺者の状況について、お尋ねをしたいと思います。全国当町の21年からの年代ごとに、自殺者をお願いしたいと思います。

民生参事兼健康福祉課長 自殺者の数につきまして、全国と、それから福崎町の部分について、平成21年から報告をさせていただきます。この全国の部分につきましては、警察庁の統計による数値ということと、福崎町の部分につきましては、人口動態統計による数値でございますので、ご承知置きをお願いいたします。

それでは、平成21年、全国で3万2,845人、福崎町が6人です。平成22年、全国が3万1,690人、福崎町が4人、平成23年、全国が3万651人、福崎町が4人、平成24年、全国が2万7,858人、福崎町が3人、平成25年、全国が2万7,283人、福崎町が4人となっております。

難波靖通議員 みずから命を絶つという、非常に悲惨な状況にあるわけでありまして。こういった状況に至った理由として、生活苦であるとか、病気であるとか、いろんなものがあるわけでありまして、理由等は把握できておるのでしょうか。お尋ねをします。

民生参事兼健康福祉課長 こういった統計の内容等の理由につきましては、把握はできておりません。

難波靖通議員 自殺者、我々の自治会の近辺でも、やはりそういったうわさはございます。私も民生委員の皆さんにお願いをして、おうちを訪問していただいたり、そういったこともしていただいておりますが、個人のプライバシーに関する問題が非常に強くて、なかなか中へ入り込めないというのが実情でございまして、果たしてそういった人を救うのはどのような方法があるのかなと、このようなことも思ったりをしております。

地方公共団体の責任として、当該地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責任があると、このように自殺対策基本法では定められております。具体的に、当町として、そのような防止対策を行っておられるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

民生参事兼健康福祉課長 この先ほど申されました自殺対策基本法というものができておりまして、国が内閣府が中心となりまして、そういったPRをしております。それと受けた中で兵庫県、また当町でもそういった取り組みは、微力ではございますが、やっておるところでございまして、まずその自殺に対する正しい知識の普及や環境整備、それからゲートキーパーと申しまして、後ほどまた報告するのですが、このそういった悩みを持っておられる方を適切なところへつなげるというような形のゲートキーパーを養成する、こういった研修を現在行っているところでございます。

難波靖通議員 予算書の中にもゲートキーパーというのがございました。それはどのような方を講習をし、そして回数はどの程度なのか、詳細がわかればお願いをしたいと思います。

民生参事兼健康福祉課長 このゲートキーパーと申しますのは、直訳しますと門番という意味でございまして、悩める、悩みを抱えている人に気づき、声かけ、話を聞く、必要な相談窓口につなげる、見守ることが役割でございまして、先ほど申されました民生委員でありますとか、役場の職員、地域の区長さん方等の窓口で、住民から相談を受けられた場合に、そういった医療機関等へつなげていくということで、そういった方々の研修等を県が中心になりまして、ゲートキーパー研修を行っていることにつきまして、年に何回かの研修を受けていただくと、こういう研修でございます。

難波靖通議員 先ほど全国と町の件数をお聞きいたしましたが、当町においては、大体4名前

後の方が1年間にお亡くなりになっておるといような状況ですね。この数字については、全国と町と比較して、多いのか少ないのか、どうなのでしょう。

民生参事兼健康福祉課長　ほぼ同じような数字かなと、平均的な数字かなというふうに思われます。

難波靖通議員　また、大体全国平均の数字だと、このようにお聞きをしたんですが、できれば、もう少し減らせる方策を講じていただくということをお願いしたいと思うのです。

また、事業主は町の実施する自殺対策に協力し、従業員の健康保持に努めると、このようにございます。事業所への働きかけ等については、どのようなことをやっておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

民生参事兼健康福祉課長　この事業主への対応でございますが、町といたしましては、直接的な取り組みは行ってはおりませんが、県が主催をいたします自殺対策関係機関ネットワーク会議というものに出席をいたしまして、その中では管内商工会との協働を図り、メンタルヘルス研修でありますとか、そういう自殺対策に関する情報の共有を行っているところでございます。

難波靖通議員　町が自殺防止について調査研究を推進し、情報の収集、整理、分析及び提供すると、このように法律は定められております。情報提供等については、どこへどのような情報を提供されておるのか、お尋ねをしないと、このように思います。

民生参事兼健康福祉課長　情報提供等につきましては、国や県からの自殺に関する統計でありますとか、それから町の動向についての情報収集、そして、自殺対策庁内検討の担当者会議等で報告、分析するとともに、町ホームページ等で動向について周知し、自殺予防の啓発を行っているところでございます。

難波靖通議員　そういった情報も開示をできる範囲でしていただいて、そして自殺者が減るようお願いをしていきたいと、このように思います。

また、財政上の処置、これも25年も55万円、26年も55万円というように数字で掲載をされております。自殺者が同じような状況でございますので、金額的にもそんなに差がないのかなと思ったりもしますし、また反面、やはりもう少し自殺防止に努力をしていただいて、予算計上もあげていくと、そして防止に努めるんだというような気構えも欲しいというように思います。この予算について、どのようにお考えか、お尋ねをしたいと思います。

民生参事兼健康福祉課長　25年、26年の予算的には55万1,000円ということで、余り大きく変わってないんですが、内容的に、予算を伴わない部分もでございます。平成25年度では、新規事業といたしまして、未来のパパ・ママ支援教室ということで、助産師が、小・中学生に対し、命の大切さについて教室を開いているところでございます。

また、26年度におきましては、町の町ぐるみ健診の受診者に対しまして、心の健康チェックということで、そういったチェックを行いまして、対応の必要な方につきましては、面接等でフォローを実施するというような形で、余り予算を伴わないのですが、心の分野で対応をしていきたいと、このように考えております。

難波靖通議員　先ほど連絡会議ですか、そういったお話があったかと思うのですが、自殺防止協議会、そういった内容のものを設置していただいて、情報を共有し、そして対策を講じていただくというように、そういった協議会等もつくっていただいて、自殺予防を図っていただくということも大切ではないかなというふうに思うのですが、いかがなものですか。

民生参事兼健康福祉課長　これは平成25年度からなのでございますが、庁舎内で自殺対策庁内担当者

会議というのを開催しております。関係機関といたしましては、税務課、住民生活課、生活科学センター、学校教育課、そして健康福祉課ということで、窓口につきましては、保健センターが持っております。そういった中で、情報を共有化いたしまして、1人でも自殺につながらせないような対応をしていきたいと、このように考えております。

難波靖通議員 それぞれ連絡を密にさせていただいて、情報を共有し、そして自殺者を少なくしていく、そういう対策を求めていると、このように思います。

また、病院等についても、非常に特殊といえば特殊なのかも知れませんが、特に福崎町と協定をしているとかいうような病院があるのか、つなぎはどこだというようなことを決めておるのか、その辺についてはどうなっているのか、お尋ねをしたいと思います。

民生参事兼健康福祉課長 直接そういった協定を結んでいる病院はございませんが、福崎町には姫路北病院というそういった関係の病院がございますので、そこにはケースワーカー等おられますので、そういった方の指導も受けながら、今後相談に乗ってもらいたいと、このようには思っております。

難波靖通議員 この件についても、自殺防止対策条例等の条例をつくっていただいて、そして、自殺者の予防を進めていただくと、こういったことも必要ではないかなというふうに思っております。

見ますと、平塚市とか日野市とか新発田市、松山市、相模原市、こういったところでは、自殺予防についての条例を制定されております。当町に比べて規模も大きく、自殺者も多いのではないかと、このように思うわけではありますが、例え小さくても、やはり全国並みの方が亡くなっておられるという状況です。そういったことを考えて、やはり自殺防止対策条例、そういったものを検討していただきたいと、このように思うのですが、いかがなものでしょうか、副町長。

副町長 対策条例の制定については、現在福崎町は持っておりませんが、国や県などの動向を見ながら、検討していきたいというように思っております。

難波靖通議員 先ほども申し上げましたように、もう他市ではこういった条例も定められております。個人情報としても大変だと思いますが、人の命の大切さを十分理解をしていただき、途中で自分の命を絶つと、こういったことがないように、安心して安全なまちづくりに、私も努力をしてまいりたい、このように思います。町のほうにもご努力を求めて、一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長 以上で、難波靖通議員の一般質問を終わります。

次、9番目の通告者は小林 博議員であります。

1. 空き家対策について
2. 教育問題について
3. 災害対策について
4. 公営企業会計について
5. 前回質問事項その後について

以上、小林 博議員。

小林 博議員 先に空き家対策から、お聞きをしたいと思います。

福崎町につきましても、もう町のこの地域全体でこの空き家問題というのは非常に深刻になってきておるといふふうに認識をいたしております。全国的に見ても、非常に問題でありまして、国では、あるいは県でも、いろいろ対応が検討されたり、施策が進められているというのは、最近の報道でもよくわかるわ

けでございます。

我々議会も委員会調査等で基本条例をとといいますか、条例をつくっておるところ等、いろんなところを視察し、検討をさせていただいておるところでございます。一般質問等でも多くの議員さん方から何回となく質問も繰り返されてきたのではないかというふうに思います。そういうことの上に立って、この実態把握をどう進められ、どんなふうにこの空き家対策に取り組もうとされておるのか、その基本姿勢からまず伺いをしたいというふうに思います。

まちづくり課長 今現在のところ、実態把握についてはできておりません。しておりませんというのが事実でございます。これから、きのうも答弁させていただきましたけれども、住宅の適正管理といいますか、それに向けた県のガイドラインが示されると聞いております。それらを検討する中で、実態把握をどうしていくのか、また、活用についてもどうしていくかという中で、検討していきたいと、いうふうには考えております。

小林 博議員 先ほど言いましたように、我々も公費を使って調査に行き、そしてこの議会で閉会中の調査報告として報告書も出させていただいております、そういうものが余り参考にされてこなかったのかな、議会の一般質問も余りこの用をなさなかったのかなというふうに思いますと、ちょっと残念な思いをするわけでございます。

県がやり出したらやるんだという、そういう対応でなく、福崎町の実態が深刻だというふうに思っておりますので、それだけに、もうちょっと積極的な対応をとってほしかったなというふうに思うわけであります。

空き家の対策につきましては、実態把握はしていないということでしたが、戸数については570戸、8.4%というのはきのう報告がありましたけれども、それはその内容でよろしいわけですね。

まちづくり課長 きのも答弁させていただきましたように、総務省による住宅土地統計調査というものでございまして、この調査につきましては、サンプル調査ということを知っておりますので、実態と整合するかどうかというのは、ちょっと把握はできないところでございます。

小林 博議員 これから考えるということですが、近隣ではもう神河町のような進んだ空き家活用の事例もあり、積極的に取り組んでいただきたいと思うのですが、どうでしょう。次の議会ぐらいにもう一回質問したら、何か進んだ答が聞けるでしょうか。

まちづくり課長 これらにつきましては、庁内全体で考えるべきものと、検討すべきことと考えるので、その辺の調整もさせていただきたいというふうに考えております。

小林 博議員 そういう方向づけをするにしても、さまざま具体的なことで、危険な状況も出てまいります。台風等になりますと、道路やらあるいは周囲に危険を及ぼすというふうな事例も出てくるわけでありまして、それらは現行の法や条例の中で、あるいは現行のこの施策の中で、緊急対応とかできないのかというふうに思うんですけれども、前に視察に行ったところで聞いたわけですが、災害対策基本法を適用すれば、危険なものについては、行政が除去できるという、とにかくそれが優先だというふうな話を聞いたこともありまして、そういうふうなことは考えられないのでしょうか。

まちづくり課長 今言われました災害対策法がどういったことが書かれているのか、ちょっと把握ができていないところでございます。今現状では、建築基準法第10条だったかと思いますが、建築指導指示といいますか、その特定行政庁が指導勧告できるというところまではできると思います。

小林 博議員 災害対策基本法がどこの担当課か知りませんが、私もサッとは読んでしまいましたが、何らかの対応が緊急なものについてはやらないと危険の除去ということはやらなきゃならんと思いますので、そういう対応は問題提起があればしていただきたいというふうに思うわけです。いかがですか。

副 町 長 空き家実態の調査でありますけれども、これら等につきましては、区長の皆様方のご協力をいただけるのであれば、区長様にお願いをして、報告を受けるという形の中でということでもあります。

しかし、その空き家の実態的なものは、担当課それぞれが足を運んで調査しなければならないというように思っておりますし、そうすると一定の時間の必要性が出てくるのではないかと考えております。

対策基本法の関係については、廃家屋において、倒壊のおそれがあるとか、屋根の傾きがあって、瓦が落ちてくるとか、そういったようなところが対象になるのではないかと考えております。詳しくはまた検討していきたいというふうに思います。

小林 博議員 そういうことだというふうに思っています。権利移動などと、（３）で書いてありますけれども、例えば、町のほうから田舎に住みたいということで、空き家を購入したいということになりますと、その都市計画法上調整区域だからだめだとかいうふうなことがあるというふうなことも聞くわけですが、これはそういうことなのでしょう。せつかく、町から来て、そこに住んで、その地域の活性化にも役立つとかというふうに思っている、それができないというふうな、そういう事例、どんなふうな状況なのでしょう。それに対する対応方は考えられないのでしょうか。

まちづくり課長 市街化調整区域におきましては、市街化を抑制すべき区域ということで、法律で定められた基準に適合する土地や建物の用途によって、建てることできるとされております。したがって、原則的としましては、住宅などを建てることできないというふうにされておりますので、今言われましたように、その用途等にもよりますけれども、農家住宅等であれば、都会から来て、農家でない人が住むことはできないというふうに認識をしております。

小林 博議員 購入することもできないということですか。

まちづくり課長 購入することは可能ではあると思いますけれども、住めないということになってくると思います。

小林 博議員 購入ができて住めないというふうな、これもわかったようなわからん話ですが、農地を住宅に、農家でないものが利用するというのはだめだということですが、その農家であった住宅を、そこが空き家になった場合、そこを売りたいという場合、農家でなくても調整区域の中で、売りたいという家があって、それを買うときに、農家でないと買えないというふうな、そんなふうなことになる、これだけもう農家が少なくなっておる状況の中で、なおさら空き家がふえるということになると思うんです。ですから、そういう面では、この点はもう少し何とかならないのかと、あるいは例えば町で何らかの方法を、条例をつくるとか、さっきより条例の話がよう出ておりますけれども、そういうことも含めて考えれば、何とかならないのかというふうに思うのですが、その点どうなのでしょう。改めてお尋ねをしたいと思います。

副 町 長 法を超えて条例をつくるというわけにはまいりません。

議員の言われる趣旨はよくわかるわけですが、都市計画が線引きされた段階における４６年以前の住宅であれば、住むことは可能でありますけれども、４６年になりますと、４０年以上たった住宅といったような形になっ

ておりまして、今、豊國まちづくり課長が申し上げましたように、非常に厳しい状況にあるというところであります。

小林 博議員 これだけ空き家が増えてまいりますと、今言っておりますような、こんなことも認めていかないといけないのではないかというふうに思うんですけど、購入ができて、ということは登記は可能なわけですか、所有権登記は。

まちづくり課長 先ほど、購入ができてというのは、ちょっと取り消しさせていただきます。

住宅それぞれ用途がございまして、農家住宅を一般住宅に用途変更をすれば可能ということになるんですけども、その用途変更をするための明確な理由というのも県から求められるところがございます。これらにつきまして、10年以上住んでいた人が、転勤であるとか、介護をするために実家へ帰るというふうな、明確な理由があれば、用途変更をして、売却ができるというふうにもされております。

小林 博議員 そういう地縁のある人でないと、だめだということなのでしょうか。地縁、血縁のある人でないと。

まちづくり課長 今言いましたように、今の持ち主が一般住宅へ用途変更すれば、どなたでも入れるというふうには認識をしております。また、地縁者住宅につきましても、10年以上住まわれているという要件がございます。また、隣接する大字までの境ということでもありますので、大字が隣接していない人が、そのそこへ行くということは規制されております。

小林 博議員 専門家でないので、よくわかってわからないようなところもあるんですけど、要はもう少し常識といいますか、庶民の感覚に合った形で進まないのかなというふうに思うわけです。何か黙って住んでしまえば、勝ちだと、住んだものの勝ちだというふうな感じもしなくはないんですけど、行政がこういう場所でものをいうについては、そんなわけにもいかないというふうには思うんですけど、できるだけ、さまざま研究をして、対応を考えないと、こういう面でも対応を考えないと空き家問題の積極的な解決ということにはならないのではないかというふうに思うのです。過疎対策にもなりますし、いろんな面で有効だと思いますので、是非改めて検討をしていただきたいというふうに思います。

それからこの実態調査ですが、各区長さんに頼んでということですけど、例えば相続人が不明だ、あるいはないというふうな場合、そんな場合はどうなるのでしょうか。

副 町 長 当然危険な状態にあって、それぞれにおける部分で相続人がいないであるとか、血縁者がいないといったような状態であれば、行政のほうが関与しなければならないという形になろうかと思います。

小林 博議員 そういう事例もあろうかというふうに思います。そんな面で具体的な相談には、その面については乗っていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

空き家問題については、きのうもいろいろ議論がありました。危険な空き家対策の問題、あるいはバンクの創設の問題なり、いろいろあったわけですけど、それらが議員提案で条例化されておるところであったりとか、いろいろあるわけですが、やっぱり総合的にバンクも含めて検討しようと思えば、当局の積極的な構えも要ろうかなというふうに思っているところがございます。是非この空き家対策については、先の話にせず、緊急の課題の一つとして取り組んでいただきたいというふうに思います。

次、教育問題に移りますけれど、端的に言って、今回は昨年に続いて学校のトイレの問題をお尋ねしたいと思います。

この議会でも昨年もよく学校トイレの洋式化ということが取り上げられました。その必要性の認識はあったとしても、当年度予算ではどこら辺までそのことが進んでおるのかなというふうに、ちょっと予算の審議をしながら疑問に思ったわけですが、その点について、まずお答えをいただきたいと思います。

学校教育課長 トイレにつきましては、公共下水道の供用開始区域が広がっております。各家庭でも洋式化が進んでおり、小さいころから洋式便器になれているというのが現在の状況かと思えます。学校においても洋式化を進める必要があるということとは認識をしております。

現在では、小学校ではおおむね各階男女トイレに1カ所ずつ洋式便器を備えております。ただ、中学校においては洋式便器がほとんどないという状況でございますので、平成25年度、今年度から中学校各階に1カ所ずつ洋式化を進める計画にしております。26年度も引き続き中学校の整備を進めていきたいと考えております。

小林 博議員 先日も八千種幼稚園の竣工式に行かせていただいて、可愛らしい洋式便器があって、便座は温かいというふうな、そんな形で幼稚園も整備をされてまいりました。そこで小学校へ行けば、やっぱりどうかなというふうな思いで、その面でも1年生、2年生のその対応ということをよく住民の方々からも求められ、議会でも質問が出てきたわけですが、それらの対応、特に低学年を含めたその整備について、どのような計画を持っておられるでしょうか。年次計画等をやられておるでしょうか。

学校教育課長 学校全体のトイレの改修につきましては、長寿命化計画、トイレだけに限らず校舎の修繕等も含めた長寿命化計画を策定していくことになりますので、全体的なトイレの改修についても、その計画の中に盛り込んで、進めていきたいと考えております。

小林 博議員 それは何年計画で、いつごろから事業を始めて、何年後ぐらいで終わるという、そういう計画になっておるのでしょうか。今から計画をつくるということであれば、去年の答と一緒にですから、1年前の答と。

学校教育課長 学校施設と、それから社会教育とか、町の施設の長寿命化というものを、これから立てていくということですので、今、議員がご指摘されたとおり、これからの策定ということになります。

小林 博議員 小学校は各階にあるということでしたが、あの洋式トイレといいますか便器は、ちょっと余り近代的ではないというふうに思ったりもするんですけど、その点についてはどのような認識でしょうか。

学校教育課長 小学校のトイレにつきましては、過去から徐々に整備をしたということもございまして、初期に整備したものにつきましては、本当に洋式便器というものだけでございます。ただ、最近のものにつきましては暖房便座、それからウォッシュレットというような形で整備を進めております。

小林 博議員 その最近のものは全ての校舎の各階にあるということですか。

学校教育課長 小学校につきましては、初期に設置したものにつきましては、簡単な便座になっております。

小林 博議員 ですから、時代に合わないというふうに思います。先ほど出ましたように、家庭でも、あるいはもう幼稚園でも、非常にいい便器になっておりますので、そんな面では改めて整備をやり直すという、その必要性が緊急にあるのではないかというふうに思うんです。

小学校に入って、すぐ学校嫌いになるということでは困るわけですから、そんな面でももう少し積極的な対応を求めたいと思うんですが、便器取り替えるぐ

らいそんなにお金要らないんじゃないですか。何億円も要らんの違うんですか。

学校教育課長 トイレの便器につきましては、当初は排水の部分だけを触ればよかったものですけれども、最近のものにつきましては、電気の配管を引くとかいうような工事も必要となってきております。トイレの改修、ワンフロアの男女のトイレを改修しようとするすると、町で直接具体的な試算をしたことはないんですけれども、学校のトイレ研究会というところが費用シミュレーションというものをを出しておりますので、その例を見ますと、ワンフロア当たり300万円から400万円かかるというような試算になっておりますので、例えば、福崎小学校を例に取りますと、北校舎、南校舎等6カ所ほどのトイレになりますので、2,000万円から3,000万円の費用が必要になるかどうかというふうに思います。

小林 博議員 そのぐらいなら、やられたらいいじゃないですか。またその小学校、福崎小学校全部やったら何億というふうに言われるのかなと思って、ちょっと思っておったら、二、三千万円ということでしたら、是非。例えば、1年に1,000万円ずつやったら2年間でできるわけですから、ちょっとこう検討していただいてもよいのではないかというふうに思うわけです。補正予算を見ますと、かなりまたお金も残って、積立金になっておるような部分もありますので、ちょっと考えていただけたらなというふうに思うんですけれども、今のままのトイレでは、あれ洋式化されたトイレというふうに言えないと思うんですけれども、小学校のトイレ。教育長、そう思われませんか。

教 育 長 3年前に小学校の第一弾ということで低学年のフロアに新しいタイプの洋式トイレを設置させていただきました。続いて、間髪入れず第二弾、第三弾と行けばよかったんですけれども、先ほど来、課長が答弁しておりますような事情もありまして、中学校がおくれているということで、今、中学校のほうに洋式トイレの設置を急いでいるところでございます。

小さい子どもたちの生理的な現象が安心して処理できる、そういうことが非常に大事なことだと、こういうふうに思っておりますし、学校改革はトイレ改革にありと言っているようなところもあったりしますので、その辺のところは重々承知をしております。

小林 博議員 なら、もう少しこの部分についても力を入れて、教育委員会で取り組んでいただけたらというふうに思うんです。福崎町は、辻川のあのトイレが整備されるときには、おっと、こちらもびっくりするぐらいのことだったんですが、もう町当局は先見の明があったなというふうに思いまして、今、感服をしておるところでございます。したがって、お客さんが来られても、非常に快適なよいトイレということになっておるわけでありまして、トイレ整備ということについては、町長や副町長は非常に理解があると思うんです。教育委員会から要求をされたら、すぐ100%近い答が返ってくると思うんです。非常に先見の明がありましたから、町長、副町長。是非その点で教育委員会で議論して、要望してください。今度の教育委員会でちょっと検討してもらえますか。

教 育 長 ご理解の深い町長、副町長のもとで、教育行政をさらに前進させていきたいと思っておりますので、また相談させてください。

小林 博議員 本当に、子どもたちが家へ帰ってきて、かばんをほうり出して、すぐ家のトイレに駆け込むというふうな、そんな状況は解消してほしいなというふうに思っています。よろしく願いいたします。

次に、この学校施設等だけではなく、町にはたくさんの教育委員会所管の施設があるのですが、とりあえず学校ほどこの防災ということについては気をつけなければならないところはあります。ですから、防災の施設、設備、備品等

たくさん、一つの校舎を見るだけでもあるわけですが、それらの点検方について、これまでも一般質問を何回かしてきたところでもありますけれども、現在も十分な点検、あるいはその対応がされておるのかどうか、お尋ねをいたしたいと思います。

学校教育課長 学校の建物、それから施設につきましては、日常的には学校の職員が点検といえますか、見て回っておりますので、気がついたところがあれば学校での対処、あるいは教育委員会のほうへの報告での対処というようなことを行っております。

また、定期点検ということで、業者委託をして行っているものもございます。電気設備であったり消防設備、エレベータ、それからプールの循環器装置などがございます。点検結果によりまして、指摘されたところについては、できるところから対応をしております。

小林 博議員 今回は、どこがどうということは言いませんけれど、是非十分な点検をしていただき、問題点が出てくれば、すぐに改善をするという形で取り組んでいただきたいというふうに思っています。

それから、何回も一般質問で言っておるのですが、一向に解決をしなくて、もうそちらの関係のところに行くたびに住民の方からおまえどないしとんじやとってしかられてばかりおりますので、改めてまた言いますが、運動場の土砂流出防止対策等については、どんなふうな取り組みが予定をされておるのでしょうか。

学校教育課長 議員のほうからもたびたびご指摘を受けておるこの件でございますけれども、26年度におきましては、まず福崎西中学校のグラウンドの周囲に1メートル幅程度で芝をはりまして、土砂の流出を防止できるかどうか、どの程度効果があるかを確認していきたいと思います。まずは、西中学校でそういう処置をしていきたいと考えております。

小林 博議員 西中についてもそうですし、福崎小学校についてもそういうことで、大変困っているというところでございますので、取り組み方を求めておきたいというふうに思います。

次に、災害対策ということで、これもいつも言うことで、こういうことしか知らんのか、よう言わんのかということになるのですが、そのとおりなんです。

今回、中播磨地域総合治水計画というのが出されてきておりますが、この計画の位置付けなり、あるいは福崎町関係はどんなふうに取り扱いがされておるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

技 監 中播磨地域の総合治水推進計画につきましては、目標や基本方針、それから具体的な取り組み等を取りまとめたものでございます。

福崎町関連の記載内容といたしましては、内容が多岐にわたりますので、主なものを申し上げますと、河川下水道対策では川端雨水幹線や川すそ雨水幹線等の事業推進、それから流域対策では、ため池における事前の水位下げ、それから雨水貯留機能の確保、水田貯留の普及啓発、それから校庭貯留の検討、また減災対策では、災害時の要援護者避難支援プランの推進や地域の防災マップづくりなどがございます。

また、計画地域の中中部における流域対策の基本方針として、ため池や水田等による雨水貯留機能の向上を図るということとなっておりますことから、ため池や水田等が多数存在する七種川地区がモデル地区に選定をされまして、先ほど申し上げたような対策を進めていくこととなっております。

小林 博議員 その対策はこの取り上げられたことにより、積極的に進むと思うんですが、具

体的にどんなふうな取り組みになっていくんでしょうか。代表的な事例で説明をしていただければというふうに思います。

技 監 まず予算の議案の中にも上がっておりますけれども、ため池を活用した雨水貯留がございます。平成26年度からモデル事業といたしまして、県の委託を受けて、農業利用がされなくなりましたイマ谷池を活用した雨水貯留、それからその下流の水路の整備を進める予定でございます。26年度には実施設計、27年度には工事を予定しておりますけれども、現時点では用地買収をそれほどするという想定はしておりませんけれども、今後の設計によって用地買収が必要となった場合には、少し完成がおくれる可能性もございます。

また、モデル事業は1市町1億円未満ということになっておりまして、この範囲内であれば、高橋ハス池下流の浸水被害への対策につきましても、モデル事業の一環として実施できるということで、県の了解をいただいております。

また、校庭貯留がございます。校庭貯留につきましては、まず県が福崎高校で具体的な取り組みを行うこととなっております、そのノウハウを活用しながら、町内の小学校、中学校等で取り組みを検討したいと考えております。以上でございます。

小林 博議員 福崎高校の関係は県が直接行うということですか。それで、それは何年という年次は予定されておるのでしょうか。

技 監 これにつきましても、総合治水推進計画をつくる過程で、これも土木と教育関係ということで、所管が違うという面がございます。ですから、学校関係者が直接そういうことをできるかどうかという、なかなか難しい面もございますので、例えば土地開発公社なりにその事業を委託してやるような方向で検討するというで聞いております。ですから、その辺の調整もございますので、いつからやるということまでは具体化をしておるものではないという状況でございます。

小林 博議員 この計画案を見ますと、この市川水系の中で姫路市のように、地域の大きなところは別にいたしまして、学校グラウンド等の面積が、福崎町が一番大きくなってきています、この中播磨地域の中で。したがって、そういう面では、その対策も必要かというふうに思うんです。具体的にはもうその今出ておりました西中や福崎小学校等、私の毎日目にしておるところでも、そういう対応が必要ですし、できればやってもらいたいというふうに思っておるところでございまして、そういうものの推進方を、これは町の施設については、町で計画をしていくということでしょうか。

技 監 基本的には流域貯留につきましては、施設管理者が行うということが基本となっておりますので、町有の施設につきましては、町のほうを検討していくこととなっております。

小林 博議員 それでは、福崎町でもそういうふうな学校やその他の施設の一定の面積以上のものについてのその検討をされるのでしょうか。

技 監 もちろん総合治水条例にうたわれておりますので、今後検討していく必要があると考えております。ただ、実際の実施方法につきましては、いろいろと校庭貯留につきましても、先進事例がございますけれども、先ほど議員がおっしゃられたような土砂が流出するとか、そういうやり方によって、そういう別出面が出ているような状況もございますので、その辺をよく事例を調査しながら、今後検討していきたいということで考えております。

小林 博議員 土砂流出は土砂流出、水害対策は水害対策としての問題です。例えば、福崎小学校ですと、昔は小学校の校庭が周囲より一番低くて、小学校の校庭が周囲の

水対策、遊水地の役割を果たしておったんです。ところが今はもう校庭をかなり上げてしまいまして、小学校の校庭から出る水が、周囲の水路が小さいもんですから、そこで詰まってあふれかえるという、そんな状況になっているわけです。そんなふうな状況がありますので、対策が急がれるというふうに思います。

この面でも、町内幾つもの学校等もありますので、そういう対策を是非検討してほしいというふうに思っておりますので、教育長よろしくお願いします。

教 育 長 いろんな状況、事情があらうかと思えますけれど、今議員が申されたことを考えていきたいと、こういうふうに思います。

小林 博議員 この計画は10年間というふうなことを見通すというふうになっておりますけれども、この10年間の中に急ぐ対応、あるいはできるものがあれば、組み入れられるということでしょうか。

技 監 今回、とりあえず平成25年度からおおむね10年間の計画として取りまとめられておりますけれども、この取り組みはまさに今始まったばかりでございます。計画の中に位置づけられておりますものは、関係者と調整がついたものが位置づけられておるという状況がございます。この計画策定に当たりまして、県、市町、それから住民の代表として連合区長会長さんにも入っていただきまして、協議会をつくっておりますけれども、引き続きこの進捗状況を毎年協議会の中で確認をいたしまして、ノウハウを共有することとなっております。その中で新たな対策も生まれ、それが順次計画の中に追加をされていくということで考えております。

小林 博議員 それでは、積極的な対応を求めておきたいというふうに思います。

それから、この中で特に私が気になったのは、森林機能の回復というふうなことが触れられているという点ですけれども、これについて、具体的な対応といえますか計画というのは、事業計画というのはあるのでしょうか。

農林振興課長 この総合計画の中におきましては、県の災害に強い森づくり事業として山地防災、土砂災害対策の治山ダムや、里山防災林整備の各事業を活用して、順次進めるということになっております。

小林 博議員 それは福崎町ではどの程度、この10年間にやる予定ですか。

農林振興課長 10年間といいますより、一応近年では5年間の計画を立てて進めております。また、今後につきましては、5年が済みますと、また5年間の要望等ございまして、調整を図ってまいることになっております。

小林 博議員 この森林機能の回復ということについては、総合的にさまざまな面から必要なことがよく言われるわけですが、この災害対策の面でも大きく位置づけられておりますので、積極的な対応を求めておきたいというふうに思います。

それから、当初予算も含めてこういういろいろ思うわけですが、水害常襲地帯への対策ということで、積極的に進めたいというふうに思っております。雨の季節も近づいてまいりましたので、是非この点での対応を求めておきたいというふうに思うんです。川端川と川すそ川の関係で、雨水排水関係の点が事業化されておりますが、これらについては、積極的な対応を急いでいただきたいというふうに思いますが、大体最後の完成はどのぐらいに目標を置いておられますか。

上下水道課長 川端川につきましては、平成26年度で第2工区の工事を予定しておりますので、一応その完成を見て、今後の推移を見守っていきたいと思っております。

また、川すそ川につきましては、現在、予算委員会でしたか、答弁もさせていただきましたが、地図訂正で非常に苦慮しておるところでございまして、進捗

もなかなか見込めないところがございます。また今後、延長もかなりございますので、かなりの期間が必要になってこようかと思っております。

小林 博議員 急いでやらないと、毎年大変な状況が繰り返されますので、積極的な取り組みを求めているというふうに思います。

それから、この水害面では1軒2軒というふうな小さなところでも多く、水害でも、毎年繰り返すというふうなところもあるわけでございます、これらについても、具体的な対応を求めているというふうに思います。

次に、企業会計のほうに移りたいというふうに思います。来年度から水道及び工業用水道会計では、新会計方式ということになっておりますが、これは本当にこのどういう目的でやられるのか、あるいは、これはもう必ずやらねばならない義務付けなのかという点で、今なおちょっと納得がいけない部分といいますか、腹の納まらない部分を持っておるわけですが、その点についてはどうなのでしょう。

上下水道課長 目的でございますが、公営企業会計を、より民間の企業会計に近づけるもので、公営企業法の改正によるものでございますので、義務付けと解釈しております。

小林 博議員 義務付けということですが、こんなふうになりますと、費用の部分で減価償却費等が非常に膨らんでおります。会計そのものはたくさんお金は残しても、赤字に、損益勘定は赤字になりやすいという、そういう体質になると思うんですが、その点についてはどうなのでしょう。

上下水道課長 今回の改正によりまして、資本、負債の関係がかなり変わってまいります。先ほど議員の質問のとおりで、例えば減価償却、これにつきましても、今までみなし償却で減価償却に上がっていなかった分が、26年度からは上がってまいります。具体的には、26年度では6,000万円余りのみなし償却分の減価償却が増加をしておるのが現状かと思っております。

そういった関係で、損益勘定では、会計の中で、長期前受金という項目を収入で設けまして、本来みなし償却をしておりました分の費用につきましては、長期前受金で受けるようになってまいりますので、損益勘定ではあらわれてきません。ただ、減価償却としての費用は、帳面上の決算では非常に影響は出るかと思いますが、公営企業法の改正によることによりまして、基本的には料金には影響は与えることはないと思っております。

小林 博議員 この場合、内部留保資金が非常にこれから大きくなっていくという可能性があります。その場合、その内部留保資金の使い道ですけれど、損益勘定なり資本勘定なり、あるいはどちらにも自由に使えるのかどうか、その点についてはどうなのでしょう。

上下水道課長 留保資金につきましては、損益勘定、3条予算には使うことができません。ただ、4条予算の補填財源としては取り扱いができます。

議員が心配いただいております3条予算における赤字が出た場合どうなるかという質問ではないかと思いますが、その点につきましては、資本剰余金とか資本金を議会の議決を得ることによって3条予算に回すことは可能になります。可能ではありますが、それが正しいかどうかという議論は残ると思います。

小林 博議員 この長期前受金というのは、これはそれに該当する、例えば補助金とか受贈財産とか、受益者負担金に関するものが、その減価償却分が長期前受金になるんだろうと思うんですが、それらはもうこの資本が、資産がある限り、なくなるまで、長期前受金というのは、ずっと続くんでしょうか。

上下水道課長 続くものと考えております。

小林 博議員 そうなると、今言われましたように、損益勘定で大きなプラスマイナスが出て

こないというふうなことになるというふうな話はわかるわけですけど、それにしても、1 トンの水をつくるのに、これだけ経費が要りましたよという、その金額が非常に大きくなるということだと思っんです。その点だけが強調されて、売り値との差額ばかりが強調されると、これはもうとんでもないことだなというふうに思いますので、そんなことにならないようにしていただきたい。

そのためには、水道会計にはこれだけお金がありますよ、お金の流れはこうですよということをおわかりやすくするために、これまでは資金計画書と言われておりましたキャッシュフローの計算書が、これが一般人にわかりやすく公開をするという、そういうことも必要になろうというふうに思っんですが、その点についてはどうでしょうか。

上下水道課長 今回の公営企業法の改正によりまして、民間の企業会計の決算の状況に近づけるという大きな目的がございます。その大きな目的といいますのは、利用者、住民に対して、資産の状況とか、減価償却の状況とか、そこらをお示しをし、理解を得やすいのも目的の一つでありますので、そこらも改善をされていくものと思っております。

小林 博議員 私は前の資金計画のほうがおうなれておるせいか、見やすかったんですけど、いずれにしても、お金の流れがよくわかるようにするということが大切だというふうに思っわけです。繰り返して言いますけれども、この新会計方式というのが料金の変更にはつながらないというふうに、改めて考えてよろしいわけですね。

上下水道課長 この新しい会計方式によります料金への影響でございますが、基本的には先ほども答弁いたしましたとおり、料金には直接影響は出てこないものと考えております。

ただ、議員先ほど言われましたように、給水原価とか、そこらだけを見ますと、大きな数字の変化は出てこようかと思っております。

小林 博議員 いずれにしても、そういうふうなことがどうして町民のためになるのかというのが、まだよくわかりづらいということでもあります。

併せて、下水道事業まで公営企業化の方向が示されて、そういう準備の予算が進められておるわけでありまして、下水道まで公営企業会計を適用するという、その意図は何でしょうか。これはまだ公営企業法を見ましても、義務にはなっていないというふうに思っんです。対象の中には挙げられていないと思っんですが、それをなぜこんなふうに急いで進めるのかというふうに、ちょっとこう思っておるのですが、その点についてはどうなのでしょう。

上下水道課長 下水道事業の運営、水道も同じであります、住民や利用者の理解が、これは不可欠でございます。経営状況や資産状況を示しながら、事業展開をする必要があると考えております。経営の安定化や一般会計との負担区分の明確化、また、下水道事業会計の透明性の向上が、公営企業会計化することの大きなメリットになると考えております。

また、義務付けではありませんが、先ほど答弁させていただきましたような内容を目的にして進めておるわけなんでございますが、当町では住居地域が平成26年度で完了の予定でございます。また、26年、27年で工業団地の面整備も完了する予定としております。今からは、建設の時代から管理中心の時代に移ってまいるのではないかと思っております。管理の時代に適応するためには、いろんな情報、ストック情報等を把握し、長期経営計画を策定し、経営の健全性、計画性、透明性の向上を図るために、企業会計に移行することが必要であると考えております。このために、固定資産台帳やシステムの構築の事務

が発生してきてまいります。この準備期間が必要なため、今進めておるのが現状でございます。

副 町 長 地方公営企業法では、議員の言われております水道など7事業には組織や身分規定などを含む全部規定が適用されております。今、総務省の地方公営企業の適用に関する研究会がございまして、この地方公営企業法の適用対象事業を拡大すべきとの報告案ができてまいっております。

そういったような形の中で、経営情報の的確な把握と今、上下水道課長が申し上げましたような、それら等の的確な把握が必要だとし、より民間的な新会計基準などの財務規定と、基本的に全ての事業に適用すべきだというような形が示されております。

法適用マニュアルの作成や、都道府県を中心とする支援チームの整備、財政支援の強化などの支援策を盛り込んでおりまして、法適用をしても一般会計からの繰り入れが容認されるなども明記されているところであります。

そういったような関係では、下水道が事業会計で展開しようと、公営企業会計で適用しようと、同じような一般会計からのそういったような施策の必要性があるものと思っております。

そういったような形の中で、移行事務体制の支援策でありますとか、そういったようなものが今後示されてくる形となっております。

とりわけ、公営企業につきましては、財政計画について、投資計画で設定した形の中で、今後の財政負担や中長期的な資金、収益性の推移、事業収益対資金残高比率等が今後示さなければならないといったような状態になりますので、そういうような、国の示す大きな動きの中で、公営企業化といったような形の中で、今準備を進めているところであります。

小林 博議員 下水道事業は雨水対策もやっておりますので、この雨水関係で投じた金額も、資産の中に当然入ってきて、減価償却の対象になるんでしょうね。

上下水道課長 対象になります。

小林 博議員 そういうことになりますと、資産総額は莫大な額にのぼってくると思うんですが、もうこの準備が昨年から進められておりますので、大体下水道で今農集排と公共下水と双方一緒に進められておりますが、資産総額は概算でどれだけになって、1年間の減価償却費が幾らぐらいかという、大まかな数字でよろしいから、お聞かせいただければと思います。

上下水道課長 そういった部分の作業が一番大きな作業になってまいります。まだ、最終的な整理もできておりませんので、総額につきましては、把握はできておりません。

小林 博議員 農集排、公共下水合わせて、資産総額、投資額、約400億円としますと、それを減価償却、長いもの、短いものいろいろありますが、大体30年ぐらいで割るのが減価償却の金額に大まかになるかなというふうに思うわけです。そうすると、下水道会計で1年間に12億か13億ぐらいの減価償却費計上ということに、損益勘定でなってくるのではないかというふうに、私は想像をしているわけです。もう超アバウトな計算ですけれど、多分それに近い前後の額になるんじゃないかというふうに思います。

そうなりますと、料金収入の何倍もの額が減価償却に計上されるということになるわけで、損益勘定一体こうどうなるのかなというふうに思うわけです。

現在でも水道会計で見ますと、料金収入の約4割強は減価償却その他で、いわばため込みになっているということです。余りもうかってないとかいいまして、現金だけはしっかりため込むというふうな会計になってしまっていますので、そんな面では下水道事業がこんなふうな会計になると、どんなことにな

るのか、ちょっと想像するだけでもそろそろ怖いという気がするわけです。

そんな意味で、この公共下水道事業、農集排と下水道事業、これをもうこんな企業会計にしていく必要性が、急ぐ必要がどこにあるのかなというふうに今なお思っているわけです。副町長からも答えいただきましたけれど、そんなふうに思っています。はい。その点について、非常に心配であります。

併せて、工業用水の会計についても、今後どんなふうに進んでいくのか、当然工業用水の会計については、一般会計等からの繰り入れといっても限界があるでしょうし、その点での考え方について、お聞かせをいただきたいと思います。

上下水道課長 工業用水につきましては、26年度から工業団地で下水道の面整備に入っていく関係上、施設も必要になります。また、管自体につきましても、当時の開発からずっと同じ状況でございますので、40年以上もたっております関係上、強靱化事業の国庫補助を受けまして、敷設替えの計画もしておるところでございます。財源につきましては、国庫補助と企業債、また下水道の工事負担金を充てて進めていきたいと思っております。

ただ、議員もご承知のとおり、工業用水の会計につきましては、非常に苦しい決算内容にもなっておりますので、企業債の償還に当たりましては、料金の検討も必要になろうかと、現在は考えております。

小林 博議員 いずれにしても、上水道の水、人間がもう生きることに絶対必要なものです。あるいは下水も生活を根本から支えるものであります。なくてはならないものであります。住民の命を支える、暮らしを支えることになくてはならないものが、もう独立採算制で企業会計にされるという、民間の会社経営と同じような経営でやれというのには、非常に私は抵抗感を持つわけです。そういう意味で、こういうものの企業会計化は、自治体行政になじまないというふうに考えるわけです。

先ほど透明化の話がされましたけど、公営企業になりますと、今のところ、契約の承認も、幾ら大きな契約でも、議会の議決事項には対象になっておりません。さらに予算書で見ましても、建設改良費と1項目、一筋だけ書いてあって、後はどんだけ事業をやろうが、どう中で使い回そう、言葉悪いですね、使い回そうが、予算書を見る限りではわからないというふうな形になるわけです。

一般会計のほうは、工事の関係でも、設計費が何ぼで、人件費が何ぼでと、ずっとこうつながっておりますけれども、なかなかわかりにくいということになるわけです、企業会計の場合。

そんな面で、透明性という点では、契約が議会にかからないというふうなことも含めて、透明性がかえってマイナスになるのじゃないかというふうにも思ったりもするのですが、その点についてはどうでしょうか。

副 町 長 先ほど来、答弁させていただいておりますように、これら等につきましては、町が云々じゃなしに、もう国を含めた形の中で、そういったような企業会計化といったような事柄になっております。

透明性の今問題がありましたですけれども、例えば道路新設改良費等、いろんな事業が入っております。これら等につきましては、予算における資料等で路線名でありますとか、そういったようなものをお示ししているところであります。水道会計におきましても、4条予算の資本の部における工事等につきましても、資料等でその内容等はお示しを差し上げているところであり、そういったような形の中で、きちっと報告ができていくと、それとまた工事契約等につきましても、所管の常任委員会等できちっと報告をさせていただき、それら等の内容も含めて精査をしていただくといったような形を整えていきますので、

議決があろうがなかろうが、議会のほうへきちっと報告をさせていただき、透明性を高めていくという手法はとっていきたいと、いうように思っております。

小林 博議員 現在福崎町当局がとられておる具体的な内容と違って、この公営企業会計のシステムの問題を言っておるわけです。契約承認が議会の議決に入れられるか入れられないかについては、現在まだ勉強中でありますので、ここではまた避けておきますけれど、是非勉強して、この問題についても検討したいというふうに思っておるところでございます。

いずれにいたしましても、先ほど言いましたように、水道なり下水というのは住民の生活にとってなくてはならないものであります。これが、企業会計的にやられるということについて、本当に問題だなというふうに思います。特に下水道については、その投資のときに道路とかさまざまなものも全部投資の対象になっておりますけれど、道路舗装も含めてやりましたから。そういうふうなことになりますと、減価償却にそういう道路の分のものまで減価償却の対象になるということですか。

上下水道課長 固定資産台帳のあげ方、拾い方にもよると思います。当時の面整備の工事に合わせました舗装の工事という固定資産台帳のあげ方になれば、これは減価償却の対象になるものと考えます。

小林 博議員 そうなると、下水道会計で町道の関係、県道の関係も全部もう面倒見るというふうなことになってしまうということになりますので、そういうことにならないような取り組みをしなきゃならんというふうに思います。

さて、この問題については、非常に大きな問題であり、もうちょっと勉強も必要ですので、引き続いてやりたいと思うのですが、繰り返して言いますけれど、水道等では新会計基準の適用が、料金の値上げにつながるという点については確認をさせていただきました。下水道事業についても、一般会計からの繰り入れが十分できるという方向だというふうに示されましたので、その言葉を信じて、また次の機会の勉強にしたいというふうに思いますが、くれぐれも住民の利益を損なわないように、求めておきたいというふうに思います。

最後に、前回質問というところで、七種山周辺整備について、書いておりますが、登山道、遊歩道の安全対策については、この間も進めていただいておりますし、本年度も予算が組まれておりますが、もう既にシーズンに入っておりまして、多くの人たちが山に訪れているという状況でありますので、その執行を早めていただきたいというふうに思うんです。年度末にならないと取り組まないと、事業をしないというふうなことじゃなしに、予算を組んだら年度当初からでも、こういう対応がしてほしいと思うんですが、近藤課長いかがですか。

地域振興課長 現時点で具体的な工程等は検討に至っておりませんが、時期等を見まして、当然その災害の復旧的な部分もございますので、梅雨の時期とか、台風のシーズンというのは避けるほうがいいのかなと思いつつ、できるだけ早い時期では検討していきたいと考えております。

小林 博議員 小滝の林道などにつきましては、もうすぐにでもやってもらいたいなというふうに思っておるところであります。

あるいはまた、この前から言っておりますような、必要なところにトイレ等の整備も含めて考えてほしいと思うのですが、その点については検討は進んでおるでしょうか。

地域振興課長 トイレの件につきましては、12月議会でも若干答弁させていただいたんですが、具体的な検討までには至っておりません。ただ、七種の野外センターのところの駐車場でのトイレのご指摘もございましたけれども、それらにつ

きましては野外センターの施設そのものの利用について、もう少し社会教育課とも検討を進めたいと思います。

それから、新たなトイレということになりますと、今現在、作門寺のところにございます。それ以北というんですか、奥に設置しようとなりますと、電源等の問題もあるんですけれども、こういったところがいいのか、また処理方式等も含めて、来年度検討していきたいと考えております。

小林 博議員 はい、それではよろしく願いをいたします。以上で終わります。

議 長 以上で、小林 博議員の一般質問を終わります。

本日の一般質問は、これにて終了いたします。

以上で、本会議４日目の日程は全て終了することといたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 ２時２５分